

建設業許可の手引

(令和7年10月改訂)

島根県土木部土木総務課

建設産業対策室

総　目　次

1	建設業許可制度の概要	・・・・・・・・・・・・・・・・	P.	1
2	許可及び認可申請区分と手数料一覧	・・・・・・・・・・・・	P.	5
3	許可申請書類一覧（申請書・添付書類・確認書類）	・・・・	P.	6
4	「経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものであること」 に係る要件確認書類一覧	・・・・・・・・・・・・	P.	19
5	「常勤性」の確認書類一覧	・・・・・・・・・・・・	P.	28
6	変更等の届出及び提出書類一覧	・・・・・・・・・・・・	P.	34

建設業許可制度の概要

1 許可区分

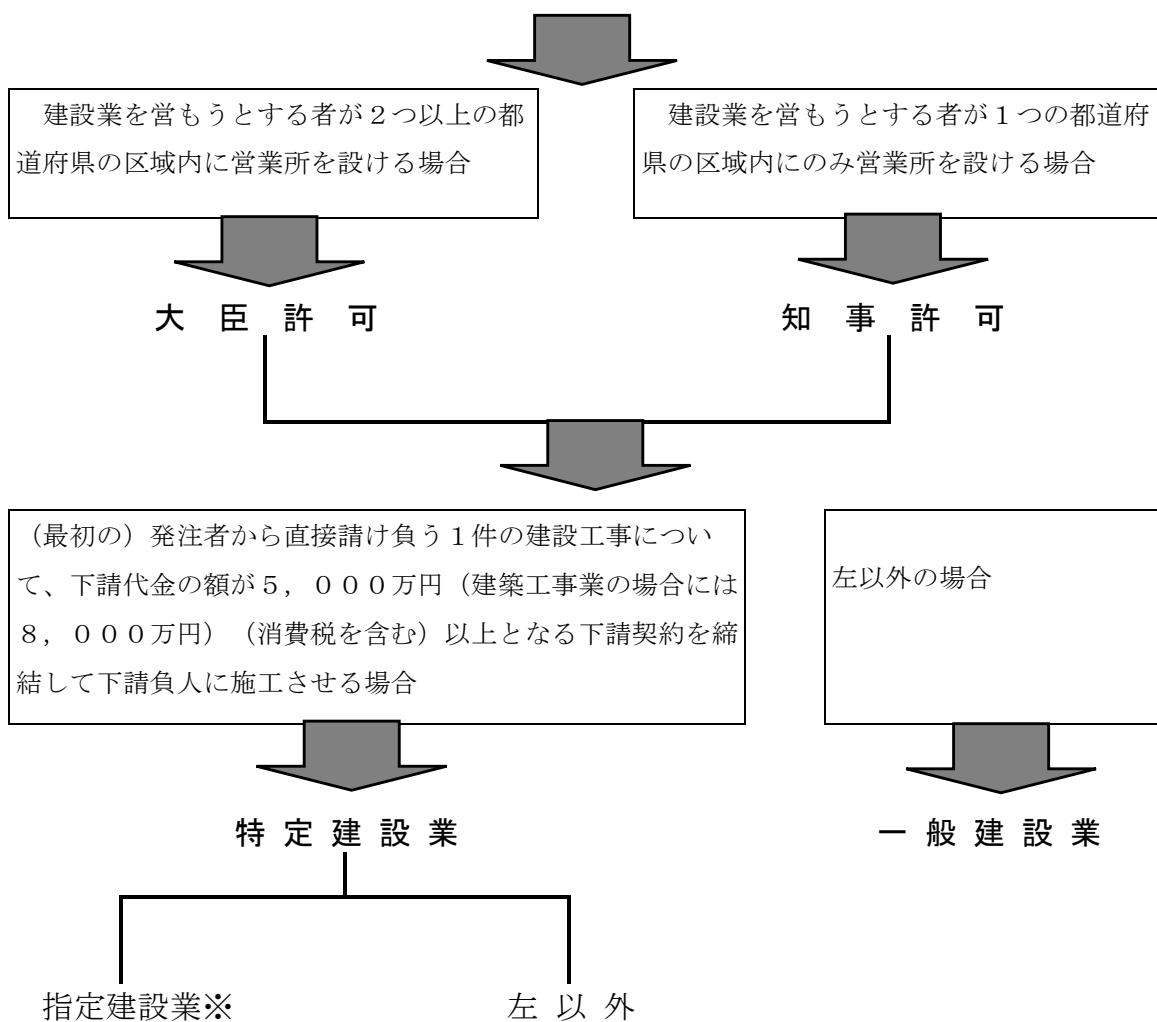
◆建設業を営もうとする者は、建設工事の種類ごと（29業種）に許可が必要。

ただし、軽微な建設工事※のみを請け負って営業する者は、許可を要しない。

※「軽微な建設工事」とは

「建築一式工事以外」の場合：工事一件の請負代金の額が500万円（消費税込）未満の建設工事

「建築一式工事」の場合：工事一件の請負代金の額が1,500万円（消費税込）未満の工事又は延べ面積が150m²未満の木造住宅工事



※「指定建設業」とは

・土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、は装工事業、造園工事業の7業種

・施行技術の総合性などを考慮して指定されており、上記7業種の特定建設業の許可を受けようとする者の専任技術者は、1級の国家資格者、技術士の資格者もしくは国土交通大臣の特別認定者でなければなりません。

2 許可の有効期間

◆許可の有効期間は、許可日から5年間。（事業承継の認可を受けた場合は承継日の翌日から5年間）

◆引き続き建設業を営もうとする場合は、有効期間が満了する30日前までに更新の手続を取らなければならない。

◆更新の手続中（更新の許可申請書を提出済み）である場合は、有効期間の満了後であっても、許可又は不許可の処分があるまでは、従前の許可が有効となる。

3 許可要件

- (1) 経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものであること
- (2) 「営業所技術者等」を営業所ごとに配置していること
- (3) 請負契約に関して「誠実性」を有していること
- (4) 請負契約を履行するに足る財産的基礎又は金銭的信用を有していること

一般建設業	特定建設業
<p>次の<u>いずれか</u>に該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none">①自己資本の額が500万円以上であること。②500万円以上の資金を調達する能力を有すること。③許可申請直前の5年間許可を受けて継続して建設業を営業した実績を有すること。	<p>つぎの<u>すべて</u>に該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none">①欠損の額が資本金の額の20パーセントを超えていないこと。②流動比率が75パーセント以上であること。③資本金の額が2,000万円以上であり、かつ、自己資本の額が4,000万円以上であること。

- (5) 許可を得ようとする者が次に掲げる事項に該当しないこと

- ①許可申請書又はその添付書類中の重要な事項について虚偽の記載若しくは重要な事実の記載が欠けている場合
- ②以下のいずれかの事項に該当する者《欠格要件》
 - ・破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者（役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む）
 - ・心身の故障により建設業を適正に営むことができない者（精神の機能の障害により建設業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者）（役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む）
 - ・不正の手段により許可を受けたこと、又は営業停止処分に違反したこと等によりその許可を取り消されて5年を経過しない者（役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む。）
 - ・許可の取消処分を免れるために廃業の届出を行い、その届出の日から5年を経過しない者（役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む。）
 - ・許可の取消処分を免れるための廃業の届出を行った事業者について、許可の取消処分に係る聴聞の通知の前60日以内に当該法人の役員等若しくは政令で定める使用人であった者又は個人の使用人であった者で、当該届出の日から5年を経過しない者（役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む。）
 - ・営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
 - ・営業を禁止され、その禁止の期間が経過しない者（役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む。）
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む。）
 - ・建設業法、又は一定の法令の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者（役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む。）
 - ・暴力団員又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）（役員等、支配人、営業所の長に該当者がある場合を含む。）
 - ・営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法人である場合にあっては、当該法人及びその役員等）が上記のいずれかに該当する者
 - ・暴力団員等がその事業活動を支配する者

4 許可後に必要な手続き

申請事項に変更があった場合には、その都度、「変更届」等を提出しなければなりません。なお、変更事項によって、届出期間がそれぞれ定められています。

5 行政書士のみなさまへ

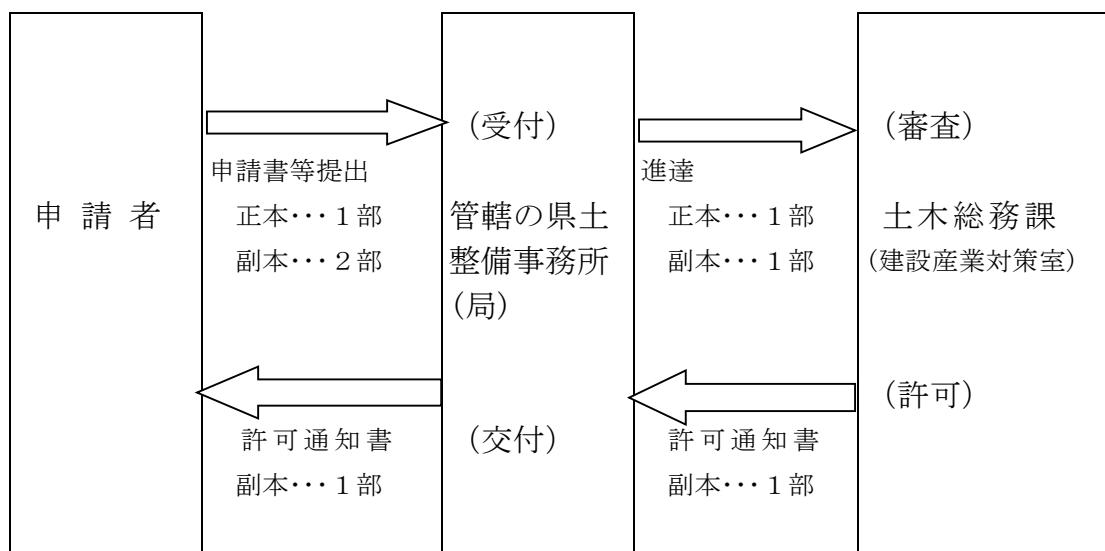
申請書や届出書を申請者に代わり作成される場合は、委任状の添付が必要です。

6 許可手続について

申請や届出の内容によって、必要な書類や方法が異なる場合がありますので、詳しくは島根県土木総務課建設産業対策室（電話：0852-22-5185）又はお近くの県土整備事務所(局)にお問い合わせください。

7 許可手続の流れ

島根県知事許可



申請から許可までの標準処理期間： 50日

許可及び認可申請区分と手数料一覧

建設業許可の「申請区分」と「手数料」は、下記のとおりです。

※[]は一般建設業と特定建設業を同時に申請する場合

申請区分	申請内容	許可手数料 (知事許可)
1 新規	1. 初めて許可を申請する場合 2. 許可の有効期間が切れたことに伴い、新たに許可を申請する場合 3. 個人企業として許可を受けている者が、法人として改めて許可を申請する場合（事業承継を行わない場合） 4. 合併、譲渡又は会社分割に伴い、新たに許可を申請する場合 等（事業承継を行わない場合）	9万円 [18万円]
2 許可換え新規	1. 国土交通大臣許可を受けた者が、島根県内のみ営業所を有することになったことにより、島根県知事許可を申請する場合 2. 他都道府県知事許可を受けた者が、島根県内のみに営業所を有することになったことにより、島根県知事許可を申請する場合	9万円 [18万円]
3 般・特新規	1. 一般建設業の許可のみを受けている者が、特定建設業の許可を申請する場合 2. 特定建設業の許可のみを受けている者が、一般建設業の許可を申請する場合 ※1	9万円
4 業種追加	1. 一般建設業の許可を受けている者が、他の一般建設業の許可を申請する場合 2. 特定建設業の許可を受けている者が、他の特定建設業の許可を申請する場合	5万円 [10万円]
5 更新	既に受けている建設業の許可を、そのままの要件で続けて申請する場合	5万円 [10万円]
6 般・特新規+業種追加	区分3と4を同時に申請する場合	14万円
7 般・特新規+更新	区分3と5を同時に申請する場合 ※3	14万円
8 業種追加+更新	区分4と5を同時に申請する場合 ※3	10万円 [15・20万円] ※2
9 般・特新規+業種追加+更新	区分3、4、5を同時に申請する場合 ※3	19万円
10 事業承継	1. 事業譲渡・会社合併・会社分割に伴う事業承継の認可申請をする場合 ※4 2. 事業相続に伴う認可申請をする場合 ※5	無し

※1 特定建設業の許可のみを受けている場合

- ・許可を受けている業種の一部について一般建設業の許可を申請しようとする場合は、当該業種を廃止させた後、新たに「般・特新規」として申請する必要があります。
- ・営業所技術者等の基準を満たさなくなったことにより特定建設業の許可を受けた業種を一般建設業の許可に換える場合は、特定建設業許可に係る廃業届と併せて、一般建設業許可の申請が必要です。

※2 「業種追加+更新」の手数料について

- ・一般又は特定の一方を業種追加 + 一般及び特定を同時に更新 ⇒ 15万円
- ・一般及び特定を同時に業種追加 + 一般及び特定を同時に更新 ⇒ 20万円

※3 従来の建設業許可の有効期限が、原則として2カ月以上残っていることが必要です。

※4 承継予定日の2カ月前までに、申請を行うことが必要です。

※5 建設業者の死亡後30日以内に申請を行うことが必要です。

★ 手数料は「島根県収入証紙」又は「オンライン納付」により納付してください。

(1) 島根県収入証紙の場合

- ・証紙は「様式第1号 別紙3」に貼付して提出してください。
- ・証紙を貼付するときは、1列ずつにしてください。
- ・令和8年3月31日までに購入した収入証紙は、令和8年9月30日まで使用可能です。

(2) オンライン納付の場合

- ・書面による提出の場合は、申請内容画面を印刷し、申請書に添付してください。
- ・JCIPによる提出の場合は、申請内容画面をPDF化し「その他添付ファイル」欄に添付してください。
- ・オンライン納付の詳細は島根県ホームページ（下記URL）をご参照ください。
URL : https://www.pref.shimane.lg.jp/kensetsu_sangyo/shoushihaishi/

許可申請書類一覧

(申請書・添付書類・確認書類)

島根県土木部土木総務課
建設産業対策室

目 次

1 新規許可申請の場合(1).....	P. 8
○過去建設業許可を受けたことがなく、初めて許可申請をする場合	
○許可の有効期限が切れたことに伴う新規申請をする場合(許可切れ新規申請)	
2 新規許可申請の場合(2).....	P. 9
○個人業で許可を受けた方が、法人を設立したことに伴い、法人として改めて新規 許可申請をする場合(法人成新規申請)	
○営業譲渡又は合併に伴い、新規許可申請をする場合 等	
3 新規許可申請(許可換)の場合.....	P. 10
○許可換新規許可申請をする場合 (大臣許可→島根県知事許可、他都道府県知事許可→島根県知事許可)	
4 般特新規許可申請の場合.....	P. 11
5 業種追加許可申請の場合.....	P. 12
6 更新許可申請の場合.....	P. 13
7 般特新規+業種追加許可申請の場合.....	P. 14
8 般特新規+更新許可申請の場合.....	P. 15
9 業種追加+更新許可申請の場合.....	P. 16
10 般特新規+業種追加+更新許可申請の場合.....	P. 17
11 注意事項.....	P. 18

※ 申請内容を審査する際に必要が生じた場合には、各一覧表に記載する以外に別途資料等の提出を求める場合がありますので、あらかじめご承知ください。

【許可申請区分1:新規許可申請の場合(1)】

○許可を受けていない者が、初めて建設業許可の申請をする場合

○許可の有効期限が切れたことに伴い、新たに許可を申請する場合(許可切れ新規申請)

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第1号	建設業許可申請書	○	○	
	別紙1:役員等の一覧表	○	×	個人:添付不要
	別紙2(1):営業所一覧表(新規許可等)	○	○	
	別紙2(2):営業所一覧表(更新)	×	×	
	別紙3:収入印紙、証紙、登録免許税領收証書又は許可手数料領收証書はり付け欄	△	△	オンライン納付以外の場合
	別紙4:営業所技術者等一覧表	○	○	別紙2に記載した営業所順に記載
第2号	工事経歴書	○	○	
第3号	直前3年の各事業年度の工事施工金額	○	○	
第4号	使用人数	○	○	
第6号	誓約書	○	○	
	登記されていないことの証明書	○	○	※3 → P18を参照
	身分証明書	○	○	※4 → P18を参照
第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	○	○	規則第7条第1号のイ(1)~(3)に該当する場合
	別紙:常勤役員等の略歴書	○	○	規則第7条第1号のイ(1)~(3)に該当する場合
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員を直接に補佐する者の証明書	○	○	規則第7条第1号のロに該当する場合
	別紙1:常勤役員等の略歴書	○	○	規則第7条第1号のロに該当する場合
	別紙2:常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	○	○	規則第7条第1号のロに該当する場合
第7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	
第8号	営業所技術者等証明書(新規・変更)	○	○	
第9号	実務経験証明書	○	○	・営業所技術者等について、該当するもののみ
	卒業証明書	○	○	・技術検定の合格後、合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する合格通知書の確認で足りるものとする
	国家資格の合格証明書等資格証明書(写)	○	○	
	監理技術者資格者証(写)	○	○	
第10号	指導監督的実務経験証明書	△	△	特定建設業の許可を受けようとする場合で、建設業法第15条第2号ロに該当する者がいる場合
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	△	△	法人:主たる営業所以外の営業所を設置する場合 個人:支配人登記する場合
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調書	○	○	第7号別紙又は第7号の2別紙を作成した者については、作成不要 ※7 → P18を参照
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	△	△	・様式第11号に記載する使用人がいる場合 ・役員等を兼ねている者は作成不要
	定款	○	×	
第14号	株主(出資者)調書	○	×	
第15号	貸借対照表	○	×	
第16号	損益計算書 完成工事原価報告書	○	×	
第17号	株主資本等変動計算書	○	×	
第17号の2	注記表	○	×	
第17号の3	附属明細表	△	×	※5 → P18を参照
第18号	貸借対照表	×	○	
第19号	損益計算書	×	○	
	登記事項証明書	○	△	個人:支配人登記する場合のみ
第20号	営業の沿革	○	○	
第20号の2	所属建設業者団体	○	○	未加入の場合も「なし」と記入して提出
	事業税の納税証明書 (納税すべき額及び納付済額)	○	○	
第20号の3	主要取引金融機関名	○	○	
	5百万円以上の取引金融機関との預金残高証明書 又は融資証明書のいずれかの書類	△	△	一般建設業の許可申請の場合で、自己資本の額が5百万円未満の場合 ※6 → P18を参照
第22号の4	廃業届	×	×	
	「常勤役員及び常勤役員の補佐役」の要件を確認する書類	○	○	※11 → P19~を参照
	「常勤役員及び常勤役員の補佐役」の常勤性を確認する書類	○	○	※9 → P28~を参照
	「営業所技術者等」の常勤性を確認する書類	○	○	
	「健康保険等の加入状況」を確認する書類	○	○	※10 → P26~を参照
	法人番号を確認する書類	△	×	個人:添付不要 法人:P18※8参照

区分: ○印…必ず提出する必要がある書類

△印…備考欄記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印…提出する必要がない書類

【許可申請区分1:新規許可申請の場合(2)】

○個人企業で許可を受けている者が、法人を設立したことに伴い、新たに法人として許可を申請する場合(法人成
新規申請) (注)事業承継の認可を受けていない場合

○合併、譲渡又は会社分割に伴い、新たに許可を申請する場合 等 (注)事業承継の認可を受けていない場合

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第1号	建設業許可申請書	○		
	別紙1:役員等の一覧表	○		
	別紙2(1):営業所一覧表(新規許可等)	○		
	別紙2(2):営業所一覧表(更新)	×		
	別紙3:収入印紙、証紙、登録免許税領收証書又は許可手数料領收証書はり付け欄	△		オンライン納付以外の場合
	別紙4:営業所技術者等一覧表	○		別紙2に記載した営業所順に記載
第2号	工事経歴書	○		
第3号	直前3年の各事業年度の工事施工金額	○		
第4号	使用人数	○		
第6号	誓約書	○		
	登記されていないことの証明書	○		※3 → P18を参照
	身分証明書	○		※4 → P18を参照
第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書 別紙:常勤役員等の略歴書	○ ○		規則第7条第1号のイ(1)~(3)に該当する場合 規則第7条第1号のイ(1)~(3)に該当する場合
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員を直接に補佐する者の証明書 別紙1:常勤役員等の略歴書 別紙2:常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	○ ○ ○		規則第7条第1号のロに該当する場合 規則第7条第1号のロに該当する場合 規則第7条第1号のロに該当する場合
	第7号の3 健康保険等の加入状況	○		
	第8号 営業所技術者等証明書(新規・変更)	○		
第9号	実務経験証明書	○		・営業所技術者等について、該当するもののみ
	卒業証明書	○		・技術検定の合格後、合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する合格通知書の確認で足りるものとする
	国家資格の合格証明書等資格証明書(写)	○		
	監理技術者資格者証(写)	○		
第10号	指導監督的実務経験証明書	△		特定建設業の許可を受けようとする場合で建設業法第15条第2号ロに該当する者がいる場合
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	△		法人:主たる営業所以外の営業所を設置する場合
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調書	○		第7号別紙又は第7号の2別紙を作成した者については、作成不要 ※7 → P18を参照
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	△		・様式第11号に記載する使用人がいる場合 ・役員等を兼ねている者は作成不要
	定款	○		
第14号	株主(出資者)調書	○		
第15号	貸借対照表	○		
第16号	損益計算書 完成工事原価報告書	○		
第17号	株主資本等変動計算書	○		
第17号の2	注記表	○		
第17号の3	附属明細表	△		※5 → P18を参照
第18号	貸借対照表	×		
第19号	損益計算書	×		
第20号	登記事項証明書	○		
第20号の2	営業の沿革	○		
	所属建設業者団体	○		未加入の場合も「なし」と記入して提出
	事業税の納税証明書 (納税すべき額及び納付済額)	○		
第20号の3	主要取引金融機関名	○		
	5百万円以上の取引金融機関との預金残高証明書又は融資証明書のいずれかの書類	△		一般建設業の許可申請の場合で、自己資本の額が5百万円未満の場合 ※6 → P18を参照
第22号の4	廃業届	○		
	「常勤役員及び常勤役員の補佐役」の要件を確認する書類	○		※11 → P19~を参照
	「常勤役員及び常勤役員の補佐役」の常勤性を確認する書類	○		※9 → P28~を参照
	「営業所技術者等」の常勤性を確認する書類	○		※10 → P26~を参照
	「健康保険等の加入状況」を確認する書類	○		法人:P18※8参照
	法人番号を確認する書類	△		資格を承継する場合のみ
	建設工事等入札参加資格承継申請書	△		

区分:○印…必ず提出する必要がある書類

△印…備考欄記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印…提出する必要がない書類

【許可申請区分2:新規許可申請の場合(許可換え新規)】

○現在有効な許可を受けている許可行政府から、他の許可行政府に変更して許可を申請する場合
(大臣許可→島根県知事許可、他都道府県知事許可→島根県知事許可)

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第1号	建設業許可申請書	○	○	
	別紙1:役員等の一覧表	○	×	個人:提出不要
	別紙2(1):営業所一覧表(新規許可等)	○	○	
	別紙2(2):営業所一覧表(更新)	×	×	
	別紙3:収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	△	△	オンライン納付以外の場合
	別紙4:営業所技術者等一覧表	○	○	別紙2に記載した営業所順に記載
第2号	工事経歴書	×	×	
第3号	直前3年の各事業年度の工事施工金額	×	×	
第4号	使用人人数	×	×	
第6号	誓約書	○	○	
	登記されていないことの証明書	○	○	※3 → P18を参照
	身分証明書	○	○	※4 → P18を参照
第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書 別紙:常勤役員等の略歴書	○	○	規則第7条第1号のイ(1)~(3)に該当する場合 規則第7条第1号のイ(1)~(3)に該当する場合
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員を直接に補佐する者の証明書	○	○	規則第7条第1号のロに該当する場合
	別紙1:常勤役員等の略歴書	○	○	規則第7条第1号のロに該当する場合
	別紙2:常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	○	○	規則第7条第1号のロに該当する場合
第7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	
第8号	営業所技術者等証明書(新規・変更)	○	○	
第9号	実務経験証明書	○	○	・営業所技術者等について、該当するもののみ
	卒業証明書	○	○	・技術検定の合格後、合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する合格通知書の確認で足りるものとする
	国家資格の合格証明書等資格証明書(写)	○	○	
	監理技術者資格者証(写)	○	○	
第10号	指導監督的実務経験証明書	△	△	特定建設業の許可を受けようとする場合で建設業法第15条第2号ロに該当する者がいる場合
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	△	△	法人:主たる営業所以外の営業所を設置する場合 個人:支配人登記する場合
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調書	○	○	第7号別紙又は第7号の2別紙を作成した者については、作成不要 ※7 → P18を参照
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	△	△	・様式第11号に記載する使用人がいる場合 ・役員等を兼ねている者は作成不要
	定款	○	×	
第14号	株主(出資者)調書	○	×	
第15号	貸借対照表	○	×	
第16号	損益計算書 完成工事原価報告書	○	×	
第17号	株主資本等変動計算書	○	×	
第17号の2	注記表	○	×	
第17号の3	附属明細表	△	×	※5 → P18を参照
第18号	貸借対照表	×	○	
第19号	損益計算書	×	○	
	登記事項証明書	○	△	個人:支配人登記する場合のみ
第20号	営業の沿革	○	○	
第20号の2	所属建設業者団体	○	○	未加入の場合も「なし」と記入して提出
	事業税の納税証明書 (納税すべき額及び納付済額)	○	○	
第20号の3	主要取引金融機関名	○	○	
	5百万円以上の取引金融機関との預金残高証明書 又は融資証明書のいずれかの書類	△	△	一般建設業の許可申請の場合で、自己資本の額が5百万円未満の場合 ※6 → P18を参照
第22号の4	廃業届	×	×	
	「常勤役員及び常勤役員の補佐役」の要件を確認する書類	○	○	※11 → P19~を参照
	「常勤役員及び常勤役員の補佐役」の常勤性を確認する書類	○	○	※9 → P28~を参照
	「営業所技術者等」の常勤性を確認する書類	○	○	
	「健康保険等の加入状況」を確認する書類	○	○	※10 → P26~を参照
	法人番号を確認する書類	△	×	個人:添付不要 法人:P18※8参照

区分:○印…必ず提出する必要がある書類

△印…備考欄記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印…提出する必要がない書類

【許可申請区分3:般・特新規許可申請の場合】

- 一般建設業の許可のみを受けている者が、新たに特定建設業の許可を申請する場合。
- 特定建設業の許可のみを受けている者が、新たに一般建設業の許可を申請する場合。

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第1号	建設業許可申請書	○	○	
	別紙1:役員等の一覧表	○	×	個人:提出不要
	別紙2(1):営業所一覧表(新規許可等)	○	○	
	別紙2(2):営業所一覧表(更新)	×	×	
	別紙3:収入印紙、証紙、登録免許税領收証書又は許可手数料領收証書はり付け欄	△	△	オンライン納付以外の場合
第2号	別紙4:営業所技術者等一覧表	○	○	別紙2に記載した営業所順に記載
	工事経歴書	○	○	般・特新規に関する業種のみ
	直前3年の各事業年度の工事施工金額	○	○	
第4号	使用人数	○	○	
第6号	誓約書	○	○	
	登記されていないことの証明書	○	○	※3 → P18を参照
	身分証明書	○	○	※4 → P18を参照
第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書 別紙:常勤役員等の略歴書	○	○	規則第7条第1号のイ(1)～(3)に該当する場合 規則第7条第1号のイ(1)～(3)に該当する場合
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員を直接に補佐する者の証明書	○	○	規則第7条第1号のロに該当する場合
	別紙1:常勤役員等の略歴書	○	○	規則第7条第1号のロに該当する場合
	別紙2:常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	○	○	規則第7条第1号のロに該当する場合
第7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	
第8号	営業所技術者等証明書(新規・変更)	○	○	
第9号	実務経験証明書	○	○	・営業所技術者等について、該当するもののみ ・技術検定の合格後、合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する合格通知書の確認で足りるものとする
	卒業証明書	○	○	
	国家資格の合格証明書等資格証明書(写)	○	○	
	監理技術者資格者証(写)	○	○	
第10号	指導監督的実務経験証明書	△	△	特定建設業の許可を受けようとする場合で建設業法第15条第2号ロに該当する者がいる場合
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	△	△	法人:主たる営業所以外の営業所を設置する場合 個人:支配人登記する場合
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調書	○	○	第7号別紙又は第7号の2別紙を作成した者については、作成不要 ※7 → P18を参照
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	△	△	・様式第11号に記載する使用人がいる場合 ・役員等を兼ねている者は作成不要
	定款	△	×	定款の変更を要する場合のみ
第14号	株主(出資者)調書	×	×	
第15号	貸借対照表	×	×	
第16号	損益計算書 完成工事原価報告書	×	×	
第17号	株主資本等変動計算書	×	×	
第17号の2	注記表	×	×	
第17号の3	附属明細表	×	×	
第18号	貸借対照表	×	×	
第19号	損益計算書	×	×	
	登記事項証明書	△	△	登記事項の変更を要する場合のみ提出
第20号	営業の沿革	×	×	
第20号の2	所属建設業者団体	×	×	
	事業税の納税証明書 (納税すべき額及び納付済額)	×	×	
第20号の3	主要取引金融機関名	×	×	
	5百万円以上の取引金融機関との預金残高証明書 又は融資証明書のいずれかの書類	△	△	自己資本の額が5百万円未満のものが、新規許可後5年以内に一般建設業の申請を行う場合 ※6 → P18を参照
第22号の4	廃業届	△	△	営業所技術者等の基準を満たさなくなったことにより、特定許可を受けた業種を一般許可に換える場合
	「常勤役員及び常勤役員の補佐役」の要件を確認する書類	×	×	
	「常勤役員及び常勤役員の補佐役」の常勤性を確認する書類	○	○	※9 → P28～を参照
	「営業所技術者等」の常勤性を確認する書類	○	○	
	「健康保険等の加入状況」を確認する書類	○	○	※10 → P26～を参照
	法人番号を確認する書類	△	×	個人:添付不要 法人:P18※8参照

区分:○印…必ず提出する必要がある書類

△印…備考欄記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印…提出する必要がない書類

【許可申請区分4:業種追加許可申請の場合】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第1号	建設業許可申請書	○	○	
	別紙1:役員等の一覧表	○	×	個人:提出不要
	別紙2(1):営業所一覧表(新規許可等)	○	○	
	別紙2(2):営業所一覧表(更新)	×	×	
	別紙3:収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	△	△	オンライン納付以外の場合
	別紙4:営業所技術者等一覧表	○	○	別紙2に記載した営業所順に記載
第2号	工事経歴書	○	○	追加業種のみの記載で可
第3号	直前3年の各事業年度の工事施工金額	○	○	
第4号	使用人数	○	○	
第6号	誓約書	○	○	
	登記されていないことの証明書	○	○	※3 → P18を参照
	身分証明書	○	○	※4 → P18を参照
第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	○	○	規則第7条第1号のイ(1)~(3)に該当する場合
	別紙:常勤役員等の略歴書	○	○	規則第7条第1号のイ(1)~(3)に該当する場合
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員を直接に補佐する者の証明書	○	○	規則第7条第1号のロに該当する場合
	別紙1:常勤役員等の略歴書	○	○	規則第7条第1号のロに該当する場合
	別紙2:常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	○	○	規則第7条第1号のロに該当する場合
第7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	
第8号	営業所技術者等証明書(新規・変更)	○	○	
第9号	実務経験証明書	○	○	・追加する業種に関する資格等 ・技術検定の合格後、合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する合格通知書の確認で足りるものとする
	卒業証明書	○	○	
	国家資格の合格証明書等資格証明書(写)	○	○	
	監理技術者資格者証(写)	○	○	
第10号	指導監督的実務経験証明書	△	△	特定建設業の許可を受けようとする場合で建設業法第15条第2号ロに該当する者がいる場合
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	△	△	法人:主たる営業所以外の営業所を設置する場合 個人:支配人登記する場合
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調書	○	○	第7号別紙又は第7号の2別紙を作成した者については、作成不要 ※7 → P18を参照
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	△	△	・様式第11号に記載する使用人がいる場合 ・役員等を兼ねている者は作成不要
	定款	△	×	定款の変更を要する場合のみ
第14号	株主(出資者)調書	×	×	
第15号	貸借対照表	×	×	
第16号	損益計算書 完成工事原価報告書	×	×	
第17号	株主資本等変動計算書	×	×	
第17号の2	注記表	×	×	
第17号の3	附属明細表	×	×	
第18号	貸借対照表	×	×	
第19号	損益計算書	×	×	
	登記事項証明書	△	△	登記事項の変更を要する場合のみ提出
第20号	営業の沿革	×	×	
第20号の2	所属建設業者団体	×	×	
	事業税の納税証明書 (納稅すべき額及び納付済額)	×	×	
第20号の3	主要取引金融機関名	×	×	
	5百万円以上の取引金融機関との預金残高証明書 又は融資証明書のいざれかの書類	△	△	自己資本の額が5百万円未満のものが、新規許可後5年以内に一般建設業の申請を行う場合 ※6 → P18を参照
第22号の4	廃業届	△	△	営業所技術者等の基準を満たさなくなったことにより、特定許可を受けた業種を一般許可に換える場合
	「常勤役員及び常勤役員の補佐役」の要件を確認する書類	×	×	
	「常勤役員及び常勤役員の補佐役」の常勤性を確認する書類	○	○	※9 → P28～を参照 営業所技術者等については追加する業種に係る者のみ
	「営業所技術者等」の常勤性を確認する書類	○	○	
	「健康保険等の加入状況」を確認する書類	○	○	※10 → P26～を参照
	法人番号を確認する書類	△	×	個人:添付不要 法人:P18※8参照

区分:○印…必ず提出する必要がある書類

△印…備考欄記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印…提出する必要がない書類

【許可申請区分5:更新許可申請の場合】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第1号	建設業許可申請書	○	○	
	別紙1:役員等の一覧表	○	×	個人:提出不要
	別紙2(1):営業所一覧表(新規許可等)	×	×	
	別紙2(2):営業所一覧表(更新)	○	○	
	別紙3:収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書(けり付け欄)	△	△	オンライン納付以外の場合
	別紙4:営業所技術者等一覧表	○	○	別紙2に記載した営業所順に記載
第2号	工事経歴書	×	×	
第3号	直前3年の各事業年度の工事施工金額	×	×	
第4号	使用人人数	×	×	
第6号	誓約書	○	○	
	登記されていないことの証明書	○	○	※3 → P18を参照
	身分証明書	○	○	※4 → P18を参照
第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書 別紙:常勤役員等の略歴書	○	○	規則第7条第1号のイ(1)~(3)に該当する場合 規則第7条第1号のロに該当する場合
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員を直接に補佐する者の証明書	○	○	規則第7条第1号のロに該当する場合
	別紙1:常勤役員等の略歴書	○	○	規則第7条第1号のロに該当する場合
	別紙2:常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	○	○	規則第7条第1号のロに該当する場合
第7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	
第8号	営業所技術者等証明書(新規・変更)	×	×	
第9号	実務経験証明書	×	×	
	卒業証明書	×	×	
	国家資格の合格証明書等資格証明書(写)	×	×	
	監理技術者資格者証(写)	×	×	
第10号	指導監督的実務経験証明書	×	×	
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	△	△	法人:主たる営業所以外の営業所を設置している場合 個人:支配人登記している場合
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調書	○	○	第7号別紙又は第7号の2別紙を作成した者については、作成不要 ※7 → P18を参照
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	△	△	・様式第11号に記載する使用人がいる場合 ・役員等を兼ねている者は作成不要
	定款	△	×	定款の変更を要する場合のみ
第14号	株主(出資者)調書	△	×	変更を要する場合のみ提出
第15号	貸借対照表	×	×	
第16号	損益計算書 完成工事原価報告書	×	×	
第17号	株主資本等変動計算書	×	×	
第17号の2	注記表	×	×	
第17号の3	附属明細表	×	×	
第18号	貸借対照表	×	×	
第19号	損益計算書	×	×	
	登記事項証明書	×	×	
第20号	営業の沿革	○	○	
第20号の2	所属建設業者団体	△	△	記載事項に変更がある場合
	事業税の納税証明書 (納税すべき額及び納付済額)	×	×	
第20号の3	主要取引金融機関名	×	×	
	5百万円以上の取引金融機関との預金残高証明書 又は融資証明書のいずれかの書類	×	×	
第22号の4	廃業届	×	×	
	「常勤役員及び常勤役員の補佐役」の要件を確認する書類	×	×	
	「常勤役員及び常勤役員の補佐役」の常勤性を確認する書類	○	○	※9 → P28~を参照
	「営業所技術者等」の常勤性を確認する書類	○	○	
	「健康保険等の加入状況」を確認する書類	○	○	※10 → P26~を参照
	法人番号を確認する書類	△	×	個人:添付不要 法人:P18※8参照

区分: ○印…必ず提出する必要がある書類

△印…備考欄記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印…提出する必要がない書類

【許可申請区分6:般・特新規+業種追加許可申請の場合】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第1号	建設業許可申請書	○	○	
	別紙1:役員等の一覧表	○	×	個人:提出不要
	別紙2(1):営業所一覧表(新規許可等)	○	○	
	別紙2(2):営業所一覧表(更新)	×	×	
	別紙3:収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	△	△	オンライン納付以外の場合
	別紙4:営業所技術者等一覧表	○	○	別紙2に記載した営業所順に記載
第2号	工事経歴書	○	○	般・特新規又は業種追加に関する業種のみ
第3号	直前3年の各事業年度の工事施工金額	○	○	
第4号	使用人人数	○	○	
第6号	誓約書	○	○	
	登記されていないことの証明書	○	○	※3 → P18を参照
	身分証明書	○	○	※4 → P18を参照
第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	○	○	規則第7条第1号のイ(1)~(3)に該当する場合
	別紙:常勤役員等の略歴書	○	○	規則第7条第1号のイ(1)~(3)に該当する場合
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員を直接に補佐する者の証明書	○	○	規則第7条第1号のロに該当する場合
	別紙1:常勤役員等の略歴書	○	○	規則第7条第1号のロに該当する場合
	別紙2:常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	○	○	規則第7条第1号のロに該当する場合
第7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	
第8号	営業所技術者等証明書(新規・変更)	○	○	
第9号	実務経験証明書	○	○	・営業所技術者等について、該当するもののみ ・技術検定の合格後、合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する合格通知書の確認で足りるものとする
	卒業証明書	○	○	
	国家資格の合格証明書等資格証明書(写)	○	○	
	監理技術者資格者証(写)	○	○	
第10号	指導監督的実務経験証明書	△	△	特定建設業の許可を受けようとする場合で建設業法第15条第2号ロに該当する者がいる場合
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用者の一覧表	△	△	法人:主たる営業所以外の営業所を設置する場合 個人:支配人登記する場合
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調書	○	○	第7号別紙又は第7号の2別紙を作成した者については、作成不要 ※7 → P18を参照
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用者の住所、生年月日等に関する調書	△	△	・様式第11号に記載する使用者がいる場合 ・役員等を兼ねている者は作成不要
	定款	△	×	定款の変更を要する場合のみ
第14号	株主(出資者)調書	×	×	
第15号	貸借対照表	×	×	
第16号	損益計算書 完成工事原価報告書	×	×	
第17号	株主資本等変動計算書	×	×	
第17号の2	注記表	×	×	
第17号の3	附属明細表	×	×	
第18号	貸借対照表	×	×	
第19号	損益計算書	×	×	
	登記事項証明書	△	△	登記事項の変更を要する場合のみ提出
第20号	営業の沿革	×	×	
第20号の2	所属建設業者団体	×	×	
	事業税の納税証明書 (納税すべき額及び納付済額)	×	×	
第20号の3	主要取引金融機関名	×	×	
	5百万円以上の取引金融機関との預金残高証明書又は融資証明書のいざれかの書類	△	△	自己資本の額が5百万円未満のものが、新規許可後5年以内に一般建設業の申請を行う場合 ※6 → P18を参照
第22号の4	廃業届	△	△	営業所技術者等の基準を満たさなくなつたことにより、特定許可を受けた業種を一般許可に換える場合
	「常勤役員及び常勤役員の補佐役」の要件を確認する書類	×	×	
	「常勤役員及び常勤役員の補佐役」の常勤性を確認する書類	○	○	※9 → P28~を参照
	「営業所技術者等」の常勤性を確認する書類	○	○	
	「健康保険等の加入状況」を確認する書類	○	○	※10 → P26~を参照
	法人番号を確認する書類	△	×	個人:添付不要 法人:P18※8参照

区分:○印…必ず提出する必要がある書類

△印…備考欄記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印…提出する必要がない書類

【許可申請区分7:般・特新規+更新許可申請の場合】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第1号	建設業許可申請書	○	○	
	別紙1:役員等の一覧表	○	×	個人:提出不要
	別紙2(1):営業所一覧表(新規許可等)	○	○	
	別紙2(2):営業所一覧表(更新)	○	○	
	別紙3:収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書はり付け欄	△	△	オンライン納付以外の場合
	別紙4:営業所技術者等一覧表	○	○	別紙2に記載した営業所順に記載
第2号	工事経歴書	○	○	般・特新規に関する業種のみ
第3号	直前3年の各事業年度の工事施工金額	○	○	
第4号	使用人人数	○	○	
第6号	誓約書	○	○	
	登記されていないことの証明書	○	○	※3 → P18を参照
	身分証明書	○	○	※4 → P18を参照
第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書 別紙:常勤役員等の略歴書	○	○	規則第7条第1号のイ(1)~(3)に該当する場合 規則第7条第1号のイ(1)~(3)に該当する場合
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員を直接に補佐する者の証明書	○	○	規則第7条第1号のロに該当する場合
	別紙1:常勤役員等の略歴書	○	○	規則第7条第1号のロに該当する場合
	別紙2:常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	○	○	規則第7条第1号のロに該当する場合
第7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	
第8号	営業所技術者等証明書(新規・変更)	○	○	
第9号	実務経験証明書	○	○	・官業所技術者等について、該当するもののみ ・技術検定の合格後、合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する合格通知書の確認で足りるものとする
	卒業証明書	○	○	
	国家資格の合格証明書等資格証明書(写)	○	○	
	監理技術者資格者証(写)	○	○	
第10号	指導監督的実務経験証明書	△	△	特定建設業の許可を受けようとする場合で建設業法第15条第2号ロに該当する者がいる場合
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	△	△	法人:主たる営業所以外の営業所を設置する場合 個人:支配人登記する場合
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調書	○	○	第7号別紙又は第7号の2別紙を作成した者については、作成不要 ※7 → P18を参照
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	△	△	・様式第11号に記載する使用人がいる場合 ・役員等を兼ねている者は作成不要
	定款	△	×	定款の変更を要する場合のみ
第14号	株主(出資者)調書	△	×	変更を要する場合のみ提出
第15号	貸借対照表	×	×	
第16号	損益計算書 完成工事原価報告書	×	×	
第17号	株主資本等変動計算書	×	×	
第17号の2	注記表	×	×	
第17号の3	附属明細表	×	×	
第18号	貸借対照表	×	×	
第19号	損益計算書	×	×	
	登記事項証明書	△	△	登記事項の変更を要する場合のみ提出
第20号	営業の沿革	○	○	
第20号の2	所属建設業者団体	△	△	記載事項に変更がある場合
	事業税の納税証明書 (納税すべき額及び納付済額)	×	×	
第20号の3	主要取引金融機関名	×	×	
	5百万円以上の取引金融機関との預金残高証明書又は融資証明書のいずれかの書類	△	△	自己資本の額が5百万円未満のものが、新規許可後5年以内に一般建設業の申請を行う場合 ※6 → P18を参照
第22号の4	廃業届	△	△	営業所技術者等の基準を満たさなくなったことにより、特定許可を受けた業種を一般許可に換える場合
	「常勤役員及び常勤役員の補佐役」の要件を確認する書類	×	×	
	「常勤役員及び常勤役員の補佐役」の常勤性を確認する書類	○	○	※9 → P28~を参照
	「営業所技術者等」の常勤性を確認する書類	○	○	
	「健康保険等の加入状況」を確認する書類	○	○	※10 → P26~を参照
	法人番号を確認する書類	△	×	個人:添付不要 法人:P18※8参照

区分:○印…必ず提出する必要がある書類

△印…備考欄記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印…提出する必要がない書類

【許可申請区分8:業種追加+更新許可申請の場合】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第1号	建設業許可申請書	○	○	
	別紙1:役員等の一覧表	○	×	個人:提出不要
	別紙2(1):営業所一覧表(新規許可等)	○	○	
	別紙2(2):営業所一覧表(更新)	○	○	
	別紙3:収入印紙、証紙、登録免許税領收証書又は許可手数料領收証書はり付け欄	△	△	オンライン納付以外の場合
	別紙4:営業所技術者等一覧表	○	○	別紙2に記載した営業所順に記載
第2号	工事経歴書	○	○	業種追加に関する業種のみ
第3号	直前3年の各事業年度の工事施工金額	○	○	
第4号	使用人数	○	○	
第6号	誓約書	○	○	
	登記されていないことの証明書	○	○	※3 → P18を参照
	身分証明書	○	○	※4 → P18を参照
第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	○	○	規則第7条第1号のイ(1)～(3)に該当する場合
	別紙:常勤役員等の略歴書	○	○	規則第7条第1号のイ(1)～(3)に該当する場合
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員を直接に補佐する者の証明書	○	○	規則第7条第1号のロに該当する場合
	別紙1:常勤役員等の略歴書	○	○	規則第7条第1号のロに該当する場合
	別紙2:常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	○	○	規則第7条第1号のロに該当する場合
第7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	
第8号	営業所技術者等証明書(新規・変更)	○	○	
第9号	実務経験証明書	○	○	・追加する業種に関する資格等 ・技術検定の合格後、合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する合格通知書の確認で足りるものとする
	卒業証明書	○	○	
	国家資格の合格証明書等資格証明書(写)	○	○	
	監理技術者資格者証(写)	○	○	
第10号	指導監督的実務経験証明書	△	△	特定建設業の許可を受けようとする場合で建設業法第15条第2号ロに該当する者がいる場合
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	△	△	法人:主たる営業所以外の営業所を設置する場合 個人:支配人登記する場合
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調書	○	○	第7号別紙又は第7号の2別紙を作成した者について、作成不要 ※7 → P18を参照
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	△	△	・様式第11号に記載する使用人がいる場合 ・役員等を兼ねている者は作成不要
	定款	△	×	定款の変更を要する場合のみ
第14号	株主(出資者)調書	△	×	変更を要する場合のみ提出
第15号	貸借対照表	×	×	
第16号	損益計算書 完成工事原価報告書	×	×	
第17号	株主資本等変動計算書	×	×	
第17号の2	注記表	×	×	
第17号の3	附属明細表	×	×	
第18号	貸借対照表	×	×	
第19号	損益計算書	×	×	
	登記事項証明書	△	△	登記事項の変更を要する場合のみ提出
第20号	営業の沿革	○	○	
第20号の2	所属建設業者団体	△	△	記載事項に変更がある場合
	事業税の納税証明書 (納税すべき額及び納付済額)	×	×	
第20号の3	主要取引金融機関名	×	×	
	5百万円以上の取引金融機関との預金残高証明書又は融資証明書のいざれかの書類	△	△	自己資本の額が5百万円未満のものが、新規許可後5年以内に一般建設業の申請を行う場合 ※6 → P18を参照
第22号の4	廃業届	△	△	営業所技術者等の基準を満たさなくなつたことにより、特定許可を受けた業種を一般許可に換える場合
	「常勤役員及び常勤役員の補佐役」の要件を確認する書類	×	×	
	「常勤役員及び常勤役員の補佐役」の常勤性を確認する書類	○	○	※9 → P28～を参照
	「営業所技術者等」の常勤性を確認する書類	○	○	
	「健康保険等の加入状況」を確認する書類	○	○	※10 → P26～を参照
	法人番号を確認する書類	△	×	個人:添付不要 法人:P18※8参照

区分:○印…必ず提出する必要がある書類

△印…備考欄記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印…提出する必要がない書類

【許可申請区分9:般・特新規+業種追加+更新許可申請の場合】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第1号	建設業許可申請書	○	○	
	別紙1:役員等の一覧表	○	×	個人:提出不要
	別紙2(1):営業所一覧表(新規許可等)	○	○	
	別紙2(2):営業所一覧表(更新)	○	○	
	別紙3:収入印紙、証紙、登録免許税領収証書又は許可手数料領収証書(はり付け欄)	△	△	オンライン納付以外の場合
	別紙4:営業所技術者等一覧表	○	○	別紙2に記載した営業所順に記載
第2号	工事経歴書	○	○	般・特新規又は業種追加に関する業種のみ
第3号	直前3年の各事業年度の工事施工金額	○	○	
第4号	使用人人数	○	○	
第6号	誓約書	○	○	
	登記されていないことの証明書	○	○	※3 → P18を参照
	身分証明書	○	○	※4 → P18を参照
第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	○	○	規則第7条第1号のイ(1)~(3)に該当する場合
	別紙:常勤役員等の略歴書	○	○	規則第7条第1号のイ(1)~(3)に該当する場合
第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員を直接に補佐する者の証明書	○	○	規則第7条第1号のロに該当する場合
	別紙1:常勤役員等の略歴書	○	○	規則第7条第1号のロに該当する場合
	別紙2:常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	○	○	規則第7条第1号のロに該当する場合
第7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	
第8号	営業所技術者等証明書(新規・変更)	○	○	
第9号	実務経験証明書	○	○	・営業所技術者等について、該当するもののみ ・技術検定の合格後、合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する合格通知書の確認で足りるものとする
第10号	指導監督的実務経験証明書	△	△	特定建設業の許可を受けようとする場合で建設業法第15条第2号ロに該当する者がいる場合
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	△	△	法人:主たる営業所以外の営業所を設置する場合 個人:支配人登記する場合
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人)の住所、生年月日等に関する調書	○	○	第7号別紙又は第7号の2別紙を作成した者については、作成不要 ※7 → P18を参照
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	△	△	・様式第11号に記載する使用人がいる場合 ・役員等を兼ねている者は作成不要
	定款	△	×	定款の変更を要する場合のみ
第14号	株主(出資者)調書	△	×	変更を要する場合のみ提出
第15号	貸借対照表	×	×	
第16号	損益計算書 完成工事原価報告書	×	×	
第17号	株主資本等変動計算書	×	×	
第17号の2	注記表	×	×	
第17号の3	附属明細表	×	×	
第18号	貸借対照表	×	×	
第19号	損益計算書	×	×	
	登記事項証明書	△	△	登記事項の変更を要する場合のみ提出
第20号	営業の沿革	○	○	
第20号の2	所属建設業者団体	△	△	記載事項に変更がある場合
	事業税の納税証明書 (納税すべき額及び納付済額)	×	×	
第20号の3	主要取引金融機関名	×	×	
	5百万円以上の取引金融機関との預金残高証明書又は融資証明書のいざれかの書類	△	△	自己資本の額が5百万円未満のものが、新規許可後5年以内に一般建設業の申請を行う場合 ※6 → P18を参照
第22号の4	廃業届	△	△	営業所技術者等の基準を満たさなくなったことにより、特定許可を受けた業種を一般許可に換える場合
	「常勤役員及び常勤役員の補佐役」の要件を確認する書類	×	×	
	「常勤役員及び常勤役員の補佐役」の常勤性を確認する書類	○	○	※9 → P28～を参照
	「営業所技術者等」の常勤性を確認する書類	○	○	
	「健康保険等の加入状況」を確認する書類	○	○	※10 → P26～を参照
	法人番号を確認する書類	△	×	個人:添付不要 法人:P18※8参照

区分:○印…必ず提出する必要がある書類

△印…備考欄記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印…提出する必要がない書類

【注 意 事 項】

※ 1 『一般建設業』と『特定建設業』の同時申請

○一般建設業の許可と特定建設業の許可を一つの申請書で同時に申請することができます。

※ 2 『許可日の一本化』

○更新の許可申請時に許可日（有効期間）が異なる業種の許可日を一本化することができます。

※ 3 『登記されていないことの証明書』

○成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書。法務局及び地方法務局において申請日前3月以内に交付されたものを添付。

（法人：従来からの役員、法定代理人、建設業法施行令第3条の使用人。）

なお、顧問、相談役、株主等は不要。

個人：事業主、建設業法施行令第3条の使用人）

○契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書でも可。

※ 4 『身分証明書』

○成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の証明書。本籍地の市区町村において申請日前3月以内に交付されたものを添付。

（法人：従来からの役員、法定代理人、建設業法施行令第3条の使用人。）

なお、顧問、相談役、株主等は不要。

個人：事業主、建設業法施行令第3条の使用人）

※ 5 『付属明細表（様式第17号の3）』

○特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当するものが提出。ただし、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあっては、有価証券報告書の写しの提出をもって付属明細表の提出に代えることができます。

①資本金の額が1億円超であるもの。

②最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計金額が200億円

以上であるもの

※ 6 『5百万円以上の取引金融機関との預金残高証明書』

○申請日前1月以内に交付されたものを添付。

※ 7 『許可申請者（法人の役員等・本人・法定代理人）の住所、生年月日等に関する調書』

○「顧問」及び「相談役」について、「賞罰」の欄への記載並びに署名を要しない。

○「株主等」について、「役名等」の欄には「株主等」と記載することとし、「賞罰」の欄への記載並びに署名を要しない。

※ 8 『法人番号を確認する書類』

申請書類に記載された法人番号に誤りがないか確認するため、平成28年11月1日以降に初めて様式第1号「建設業許可申請書」、様式第22号の2「変更届出書」又は毎事業年度終了後に提出する「決算の変更届」を提出する場合、以下の書類のいずれかが必要。

○法人番号を確認できる法人番号指定通知書の写し

○「国税庁法人番号公表サイト」において、申請者の法人番号が表示された画面を印刷したもの
※一度上記法人番号を記載した書類を提出した方は、それ以後確認書類は不要。

※個人事業主は法人番号がないため、申請書への法人番号の記載及び確認書類の提出は不要。

※ 9 『事業税の納税証明書（納税すべき額及び納付済額）』

○申請日前3月以内に交付されたものを添付。

「経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものであること」

に係る要件確認書類一覧

島根県土木部土木総務課
建設産業対策室

「経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものである」とは

従来の建設業許可においては、常勤の役員等の1人が経営業務の管理責任者としての経験を有していることを要件としていましたが、令和2年10月1日より以下の要件を全て満たすものであることに改められました。

1. 常勤役員等又は常勤役員等を含む会社の体制が一定の基準を満たしていること。(※)
2. 適用事業所に該当する全ての事業所について、社会保険への届出を行っていること

本基準を満たすことの確認書類については次ページ以降を確認ください。

(※) 規則第7条第1号のイ(1)～(3)に該当する場合の証明書及び略歴書は「様式第7号及び同号別紙」を使用してください。

規則第7条第1号のロに該当する場合の証明書及び略歴書は「様式第7号の2及び同号別紙」を使用してください。

規則第7条第1号のイ(2)、(3)、第1号のロに該当する場合は、経営業務の管理責任者としての要件に該当するか事前に相談が必要です。別紙「規則第7条第1号事前相談」に必要事項を記入の上、土木総務課建設産業対策室にご連絡ください。

「常勤役員等（※1）及び常勤役員等を直接に補佐する者」に係る要件確認書類一覧

（※1）法第7条第1号に規程される省令で定める基準に該当する者として申請した者に限る
経験が認められるためには、①経験期間の証明と②建設業の証明が必要となります。（補佐する者
については、加えて③常勤役員等を直接補佐する者であることの証明が必要です。）

また、審査の際に必要が生じた場合には、別途資料等の提出を求めることがありますので、あらか
じめご承知ください。

●規則第7条第1号のイ（1）に該当する場合

建設業に関し、5年以上経営業務管理責任者としての経験を有している場合

経験区分	証明者が許可業者	証明者が無許可業者
① 個人企業の事業主としての経験が5年以上の場合。	<p>①事業主期間の証明（証明する期間分） ・確定申告書の写し ・建設工事に係る工事請負契約書、注文書、又は工事請負契約内容証明書を各年1件以上。 <u>上記2つのいずれかの書類を提出</u></p> <p>②建設業を営んでいたことの証明 ・常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書（様式第7号）の備考欄に、許可行政庁、許可番号、許可業種、許可期間を付記してください。</p>	<p>①事業主期間の証明（証明する期間分） ・確定申告書の写し ・建設工事に係る工事請負契約書、注文書、又は工事請負契約内容証明書を各年1件以上。 <u>上記2つのいずれかの書類を提出</u></p> <p>②建設業を営んでいたことの証明 ・確定申告書の事業種目欄において建設業を営んでいたことが証明できない場合は、経験期間中請け負った建設工事に係る工事請負契約書、注文書又は工事請負契約内容証明書を、経験期間のうち3年分（一年につき1枚）提出してください。</p>
② 法人の役員として経験が5年以上の場合	<p>①役員期間の証明（証明する期間分） 登記事項証明書又は閉鎖事項証明書</p> <p>②建設業を営んでいたことの証明 常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書（様式第7号）の備考欄に、許可行政庁、許可番号、許可業種、許可期間を付記してください。</p>	<p>①役員期間の証明（証明する期間分） 登記事項証明書又は閉鎖事項証明書</p> <p>②建設業を営んでいたことの証明 ・経験期間中請け負った建設工事に係る工事請負契約書、注文書、又は工事請負契約内容証明書を、経験期間のうち3年分（一年につき1枚）提出してください。</p>
③ 営業所長、支店長、又は支配人の経験が5年以上の場合	<p>①期間の証明（証明する期間分） 在職した事業所の建設業許可申請書又は変更届出書の写し</p> <p>②建設業を営んでいたことの証明 建設業許可申請書の別表等当該営業所が建設業法上の支店であったことが確認出来る資料</p>	

※上記①～③の経験を組み合わせて5年以上の場合は、①～③の場合に添付する書類に準じ、それぞれの経験年数を確認できる書類を提出してください。

●規則第7条第1号のイ（2）に該当する場合

建設業に関し、5年以上経営業務管理責任者に準ずる地位にある者として経営業務を管理した経験を有している場合（権限の委任を受けた者に限る）

経験区分	証明者が許可業者	証明者が無許可業者
① 法人の執行役員等としての経験が5年以上の場合	<p>①役員期間の証明（証明する期間分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該法人の業務分掌規程及び組織図 ・取締役会の議事録、執行役員規定、文書決裁規定の写し等（<u>権限の委任を受けたことが確認出来る資料に限る</u>） (※代表者による原本証明が必要) ・登記事項証明書又は閉鎖登記簿謄本 <p><u>上記3つの書類を全て提出。</u></p> <p>②建設業を営んでいたことの証明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営業務の管理責任者証明書（様式第7号）の備考欄に、許可行政庁、許可番号、許可業種、許可期間を付記してください。 	<p>①役員期間の証明（証明する期間分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該法人の業務分掌規程及び組織図 ・取締役会の議事録、執行役員規定、文書決裁規定等の写し（<u>権限の委任を受けたことが確認出来る資料に限る</u>） (※代表者による原本証明が必要) ・登記事項証明書又は閉鎖登記簿謄本 <p><u>上記3つの書類を全て提出。</u></p> <p>②建設業を営んでいたことの証明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経験期間中請け負った建設工事に係る工事請負契約書、注文書、又は工事請負契約内容証明書を、経験期間のうち3年分（一年につき1枚）提出してください。

●規則第7条第1号のイ（3）に該当する場合

建設業に関し、6年以上経営業務管理責任者に準じる地位にある者として、経営業務の管理責任者を補佐した経験を有している場合

経験区分	証明者が許可業者	証明者が無許可業者
① 法人の役員、組合理事、支店長、営業所長、又は支配人に次ぐ職制上の地位を6年以上経験している場合	<p>①期間の証明（証明する期間分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該法人等の業務分掌規程及び組織図 (当該役職が、役員等に次ぐ職制上の地位にあることが確認できるものに限る) (※代表者による原本証明が必要) ・当該法人等の決裁規定の写し（当該役職等が、経営業務の執行に関し、役員等に準ずる権限を有することが確認できるものに限る） <p><u>上記2つの書類を全て提出。</u></p> <p>②建設業を営んでいたことの証明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書（様式第7号）の備考欄に、許可行政庁、許可番号、許可業種、許可期間を付記してください。 	<p>①役員期間の証明（証明する期間分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該法人等の業務分掌規程及び組織図 (当該役職が、役員等に次ぐ職制上の地位にあることが確認できるものに限る) ※代表者による原本証明が必要 ・当該法人等の決裁規定の写し（当該役職等が、経営業務の執行に関し、役員等に準ずる権限を有することが確認できるものに限る） <p><u>上記2つの書類を全て提出。</u></p> <p>②建設業を営んでいたことの証明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経験期間中請け負った建設工事に係る工事請負契約書、注文書、又は工事請負契約内容証明書を、経験期間のうち3年分（一年につき1枚）提出してください。

<p>② 個人企業の事業主の相続人又は親族（親子、配偶者、兄弟等）が、経営業務を補佐した経験を6年以上有している場合</p>	<p>①期間の証明（証明する期間分） ・確定申告書の写しで事業専従者の欄にその者の氏名が記載されているもの ②建設業を営んでいたことの証明 ・常勤役員等（経営業務の管理責任者等）証明書（様式第7号）の備考欄に、許可行政庁、許可番号、許可業種、許可期間を付記してください。</p>	<p>①期間の証明（証明する期間分） ・確定申告書の写しで事業専従者の欄にその者の氏名が記載されているもの ②建設業を営んでいたことの証明 ・経験期間中請け負った建設工事に係る工事請負契約書、注文書、又は工事請負契約内容証明書を、経験期間のうち3年分（一年につき1枚）提出してください。</p>
--	--	--

- ・上記①及び②の経験を組み合わせて6年以上の場合はそれぞれの場合に添付する書類に準じ、それぞれの経験年数を確認できる書類を提出してください。
- ・建設業に関する補佐経験の期間と、規則第7条第1号のイ（1）及び（2）の期間が通算6年以上である場合も、本号（3）に該当するものとなります。

●規則第7条第1号のロに該当する場合

常勤役員等について下表（1）又は（2）の要件を満たし、かつ常勤役員等を直接に補佐する者については下表の要件を満たしている場合）

○常勤役員等の要件（法第7条第1号のロ（1））

経験区分	確認資料
建設業に関し5年以上役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位で建設業の財務管理、労務管理、業務管理を経験したものであり、そのうち2年以上が建設業に関する役員等としての経験である者。	<ul style="list-style-type: none"> 規則第7条第1号のイ（1）及び（3）の資料に準ずる。 <p>(注1)「②建設業を営んでいたことの証明」は2年分とする (注2)役員等に次ぐ職制上の地位の期間については職務内容の分かる資料を別途添付すること (注3)証明書は常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第7号の2）を使用すること</p>

○常勤役員等の要件（法第7条第1号のロ（2））

経験区分	確認資料
5年以上役員等としての経験があり（建設業以外も含む）、そのうち2年以上が建設業に関する役員等としての経験がある者。	<ul style="list-style-type: none"> 規則第7条第1号のイ（1）の資料に準ずる。 <p>(注1)「②建設業を営んでいたことの証明」は2年分とする (注2)証明書は常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第7号の2）を使用すること</p>

○常勤役員等を直接に補佐する者にかかる要件確認資料

経験区分	証明者が許可業者	証明者が無許可業者
申請業者において、建設業の財務管理、労務管理及び業務運営についてそれぞれ5年以上の業務経験がある	<p>①期間の証明（証明する期間分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経験期間における当該法人等の業務分掌規程（※代表者による原本証明が必要） ・健康保険被保険者証の写し、又は雇用保険被保険者資格取得等通知書の写し（雇入れ日及び在籍会社名の分かる資料に限る）※本資料が提出できない正当な理由がある場合は別途相談ください。 <p><u>上記2つの書類を全て提出。</u></p> <p>②建設業を営んでいたことの証明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書（様式第7号の2）の備考欄に、許可行政庁、許可番号、許可業種、許可期間を付記してください。 	<p>①期間の証明（証明する期間分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経験期間における当該法人等の業務分掌規程（※代表者による原本証明が必要） ・健康保険被保険者証の写し、又は雇用保険被保険者資格取得等通知書の写し（雇入れ日及び在籍会社名の分かる資料に限る）※本資料が提出できない正当な理由がある場合は別途相談ください。 <p><u>上記2つの書類を全て提出。</u></p> <p>②建設業を営んでいたことの証明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経験期間中請け負った建設工事に係る工事請負契約書、注文書、又は工事請負契約内容証明書を、経験期間のうち3年分（一年につき1枚）提出してください。

	<p>③常勤役員等を直接補佐する者であることの証明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の組織図及び現在の業務分掌規程 (※代表者による原本証明が必要) 	<p>③常勤役員等を直接補佐する者であることの証明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の組織図及び現在の業務分掌規程 (※代表者による原本証明が必要)
--	---	---

※補佐するものは1人で3業務全ての要件を満たす場合は、1人で勤めることも可能。

※同一期間において複数の業務を経験している場合は、それぞれの業務経験期間について計上することも可能。

【財務管理の業務経験とは】

建設工事を施行するにあたって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請け業者への代金の支払いなどに関する業務経験

【労務管理の業務経験とは】

社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験

【業務運営の経験とは】

会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験

【特記事項】

○以下に該当する場合は、上記に求める経験確認書類の提出は、原則不要です。

(ただし、別途資料等の提出を求めることがありますので、あらかじめご承知ください。)

- (1) 建設業の許可を受けている個人企業が、法人を設立したことに伴い、法人として新たに新規許可申請（法人成新規申請）を行う場合において、個人企業時代の事業主を引き続き当該法人の常勤役員等（経営業務の管理責任者等）として申請する場合
- (2) 各種事業承継の認可において、被承継法人の常勤役員（経営業務の管理責任者）として登録をされていた者が引き続き承継法人で常勤役員（経営業務の管理責任者）となる場合
- (3) その他、上記のケースと同等と認められる場合

「健康保険等の加入状況」に関する確認書類

「健康保険」「厚生年金保険」及び「雇用保険」の加入状況を確認するための書類は、下記のとおりです。ただし、審査する際に必要が生じた場合には、別途資料等の提出を求めることがありますので、あらかじめご承知ください。

I. 健康保険・厚生年金保険・雇用保険について本店及び各営業所が適用事業所である場合

(様式7号の3「保険の加入状況」の該当欄が「1」と記入した事業所について)

1. 健康保険・厚生年金保険

下記の①又は②の書類のいずれか一つ

- ①許可申請時の直前の保険料の納入に係る「領収証書」の写し
- ②許可申請時の直前の保険料の納入に係る「納入証明書」の写し

ただし、やむを得ない事情により上記の書類が提出できない場合は、準じる資料として、下記

③の書類も可とします。(必ず提出前にご相談ください)

- ③全従業員分の「健康保険・厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書」
の写し等

※設立後まもない等の理由で上記の資料が提出できない場合は「適用通知書」の写し(受付印有り)を提出してください

2. 雇用保険

ア 自社で申告納付している場合

下記の①の書類

- ① 許可申請時の直前の「労働保険概算・確定保険料申告書」の控え及びこれにより申告した保険料の納入に係る「領収済通知書」(または「納付済額証明書」)の写し
ただし、やむを得ない事情により上記の書類が提出できない場合は、準じる資料として、
下記②の書類も可とします。(必ず提出前にご相談ください)

- ②全従業員分の「雇用保険被保険者資格取得等通知書(事業主通知用)」の写し等

イ 労働保険事務組合に委託している場合

事務組合発行の「労働保険料納入通知書」(または「納付済額証明書」)の写し及びこれにより納入した保険料の「領収書」の写し

※設立後まもない等の理由で上記の資料が提出できない場合は「雇用保険適用事業所設置届」の写し(受付印有り)を提出してください

II. 健康保険・厚生年金保険・雇用保険について本店及び各営業所が適用事業所とならない場合

(様式7号の3「保険の加入状況」の該当欄が「2」と記入した事業所について)

1. 健康保険・厚生年金保険

【建設国保(全国建設工事業国民健康保険組合等)に加入している場合】

下記の①又は②の書類のいずれか一つ

- ①全従業員分の「健康保険被保険者適用除外承認申請書(受付印のあるもの)」

②全従業員分の建設国保被保険者証の写し

【5人未満の従業員を使用する個人事業主】

- ・確認書類無し

2. 雇用保険

【従業員を雇用していない場合】

- ・確認書類無し

【事業所非該当承認を受けている場合】

- ・事業所非該当承認通知書の写し（各営業所分）

III. 健康保険・厚生年金保険・雇用保険について各営業所が適用事業所とならない場合

(様式7号の3「保険の加入状況」の該当欄を「3」と記入した事業所について)

1. 健康保険・厚生年金保険

【本店で一括適用の承認を受けている事業所である場合】

- ・確認書類無し

※本店についての加入確認資料は「I」のうちのいずれかを提出ください。

2. 雇用保険

【本店で継続事業の一括認可の適用を受けている事業所である場合】

- ・確認書類無し

※本店についての加入確認資料は「I」のうちのいずれかを提出ください。

※加入状況の詳細等について、健康保険・厚生年金については所管の年金事務所、雇用保険については所管の公共職業安定所（ハローワーク）へお問い合わせください

常勤性の確認書類一覧

島根県土木部土木総務課
建設産業対策室

常勤性の確認書類一覧

「常勤役員等」(※1)、「常勤役員等を直接に補佐する者」及び「営業所技術者等」に関して、常勤性を確認するための書類です。ただし、審査する際に必要が生じた場合には、別途資料等の提出を求めることがありますので、あらかじめご承知ください。

(※1) 法第7条第1号により規定される省令で定める基準に該当する者として申請した者に限る。

○常勤性確認書類A

原則として次の書類を提出してください。

法人・個人	該当者	添付書類 ※次のいずれかの書類を添付してください。
個人	事業主	<input type="checkbox"/> 申請直前の決算期における確定申告書の写し <input type="checkbox"/> 申請直前の決算期における青色申告決算報告書の写し <input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し <input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し
	事業主以外の方	<input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し <input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し <input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者資格確認取得等確認通知書(事業主通知用)の写し
法人		<input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し <input type="checkbox"/> 健康保険・厚生年金被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書の写し <input type="checkbox"/> 雇用保険被保険者資格確認取得等確認通知書(事業主通知用)の写し

○常勤性確認書類B

後期高齢者医療制度の対象者（75歳以上の者及び65歳以上75歳未満で一定の認定を受けた者）等で、上記Aの書類が添付できない場合は、確約書（別紙1参照）及び次のいずれかの書類を提出してください。

<input type="checkbox"/> 住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）（写）+同（納稅義務者用）（写）
<input type="checkbox"/> 給与支払報告書（写）又は給与所得の源泉徴収票（写）+市町村が発行する所得証明書
<input type="checkbox"/> 70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ等（写）
*日本年金機構から送付された書類に限る

○創業後1年未満である場合など、上記の書類A・Bがいずれも提出できないときには、管轄の県土整備事務所等に事前にご相談のうえ、確約書（別紙2参照）及び住民票を提出してください。

別紙1（常勤性確認書類Bを添付する場合）

確 約 書

令和 年 月 日付けで提出しました建設業許可申請に関して、下記の者は常勤であることを確約します。

なお、この確約書の内容に相違があるときは、建設業法に基づく処分があることを承知しております。

令和 年 月 日

申請者

記

1 常勤であると確約する者（次の①～③のうち該当するものに○印を記載）

氏 名

生年月日

現 住 所

- ① 常勤役員等
- ② 常勤役員等を直接に補佐する者
- ③ 営業所技術者等

2 添付書類（次の①、②又は③の書類を必ず添付。添付した書類に○印を記載）

① 住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）（写）+同（納税義務者用）（写）

② 給与支払報告書（写）又は給与所得の源泉徴収票（写）+市町村が発行する所得証明書

③ 70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ等（写し）
（＊日本年金機構から送付された書類に限る）

3 常勤性確認書類Aを提出できない理由

※1. この確約書は、1名に付き1枚ずつ作成してください。

※2. ①の書類を添付する場合、特別徴収義務者用と納税義務者用のそれぞれに記載されている「特別徴収税額」の金額が異なる場合には理由を記載してください。

※3. ②の書類を添付する場合、給与支払報告書又は給与所得の源泉徴収票と市町村が発行する所得証明書のそれぞれに記載されている「給与所得額」等の金額が異なる場合には、理由を記載してください。

別紙2（常勤性確認書類がA・Bいずれも添付できない場合）

確 約 書

令和　年　月　日付けで提出しました建設業許可申請に関して、下記の者は、常勤性確認書類を提出することができませんが、常勤であることを確約します。

なお、この確約書の内容に相違があるときは、建設業法に基づく処分があることを承知しております。

令和　年　月　日

申請者

記

1 常勤であると確約する者（次の①～③のうち該当するものに○印を記載）

氏　名

生年月日

現住所

- ① 常勤役員等
- ② 常勤役員等を直接に補佐する者
- ③ 営業所技術者等

2 添付書類

住民票

3 常勤性確認書類がA・Bいずれも提出できない理由

※1. この確約書は、1名に付き1枚ずつ作成してください。

※2. 住民票を必ず添付してください。

※3. 常勤する営業所から住民票記載の住所が著しく遠方である場合は、理由を記載してください。

※4. 住民票記載の住所と居住地が異なる場合は、確認資料を添付してください。

例：被確約者に対する居住地の公共料金の請求書など。

記載例

別紙1（常勤性確認書類Bを添付する場合）

確 約 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出しました建設業許可申請に関して、下記の者は常勤であることを確約します。

なお、この確約書の内容に相違があるときは、建設業法に基づく処分があることを承知しております。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請者 □□□建設
代表取締役 □□□□

記

1 常勤であると確約する者（次の①～③のうち該当するものに○印を記載）

氏名 ○〇〇〇
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日
現住所 島根県〇〇市〇〇町〇〇一〇〇
① 常勤役員等
② 常勤役員等を直接に補佐する者
③ 営業所技術者等

2 添付書類（次の①、②又は③の書類を必ず添付。添付した書類に○印を記載）

- ① 住民税特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）（写）+同（納税義務者用）（写）
② 給与支払報告書（写）又は給与所得の源泉徴収票（写）+市町村が発行する所得証明書
③ 70歳以上被用者標準報酬月額相当額決定のお知らせ等（写し）
（＊日本年金機構から送付された書類に限る）

3 常勤性確認書類Aを提出できない理由

【例：後期高齢者医療制度の対象者の場合】

上記の者は、75歳以上の後期高齢者医療制度の対象者であるため、雇用保険・健康保険・厚生年金保険には加入していません。

よって、常勤性確認書類Aが提出できません。

記載例

別紙2

※常勤性確認書類がA・Bいずれも添付できない場合

確 約 書

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで提出しました建設業許可申請に関して、下記の者は、常勤性確認書類を提出することができませんが、常勤であることを確約します。

なお、この確約書の内容に相違があるときは、建設業法に基づく処分があることを承知しております。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請者 □□□建設（株）
代表取締役 □□□□

記

1 常勤であると確約する者（次の①～③のうち該当するものに○印を記載）

氏名 ○〇〇〇
生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日
現住所 島根県〇〇市〇〇町〇〇一〇〇
① 常勤役員等
② 常勤役員等を直接に補佐する者
③ 営業所技術者等

2 添付書類

住民票

3 常勤性確認書類がA・Bいずれも提出できない理由

【例1：個人事業主の場合】

上記の者は、個人事業主本人であるため、雇用保険及び健康保険・厚生年金保険に加入していません。

また、個人事業主として創業したばかりであって、最初の営業年度が終了していないため、納税申告をしておらず、したがって確定申告書等がありません。

よって、県から求められる常勤性確認書類A・Bともに提出できません。

【例2：法人役員の場合】

上記の者は、取締役であるため雇用保険には加入しておらず、75歳以上の後期高齢者医療制度の対象者であるため、健康保険・厚生年金保険にも加入していません。

また、住民税は普通徴収（個人納入）であり、法人として創業したばかりであって、最初の営業年度を終了していないため、給与支払報告書もありません。

よって、県から求められる常勤性確認書類A・Bともに提出できません。

変更等の届出及び提出書類一覧

島根県土木部土木総務課
建設産業対策室

目 次

- 1 商号又は名称変更した場合…………… P. 36
- 2 既存の営業所の名称、所在地等又は業種を変更した場合…………… P. 37
- 3 資本金額(又は出資総額)を変更した場合…………… P. 38
- 4 役員等に変更(代表者変更、役員等就任・退任等)があった場合…………… P. 39
- 5 個人の事業主又は支配人が改姓、改名した場合…………… P. 40
- 6 支配人が新任又は退任した場合…………… P. 41
- 7 常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者に変更があった場合…………… P. 42
- 8 常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者が改姓、改名した場合…………… P. 43
- 9 健康保険・厚生年金保険・雇用保険の加入状況に変更があった場合…………… P. 44
- 10 営業所技術者等を変更した場合…………… P. 45
- 11 営業所を新設した場合(営業所代表者の新任も含む)…………… P. 46
- 12 営業所技術者等が改姓、改名した場合…………… P. 47
- 13 営業所の代表者を変更した場合…………… P. 48
- 14 常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の要件を欠いた場合…………… P. 49
営業所技術者等を削除する場合
- 15 毎営事業度(決算期)を経過した場合…………… P. 50
- 16 法第8条1号及び7号から13号に該当した場合…………… P. 51
- 17 廃業等の届出…………… P. 52
- 18 決算の変更届出書チェックリスト(法人用)…………… P. 53
- 19 決算の変更届出書チェックリスト(個人用)…………… P. 54

※ 届出内容を審査する際に必要が生じた場合には、各一覧表に記載する以外に別途資料等の提出を求める場合がありますので、あらかじめご承知ください。

【商号又は名称変更をした場合】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第22号の2	変更届出書	○	○	第一面のみ
	定款の写し	△	×	組織変更の場合のみ (有)→(株)
	登記事項証明書	○	×	
	法人番号確認書類	△	×	個人:不要 法人:P18参照

区分: ○印…必ず提出する必要がある書類

△印…備考欄等記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印…提出する必要がない書類

提出時期	事実の発生したときから30日以内
------	------------------

【注意事項】

- 組織変更の場合で資本金又は出資金も変更した場合は、この届出に併せて資本金変更の届出も必要です。

【既存営業所の名称・所在地・業種等を変更した場合】
【営業所を廃止した場合】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第22号の2	変更届出書	○	○	第一面及び第二面提出 ※第二面については、従たる営業所がある場合のみ提出
	登記事項証明書	△	×	登記事項の変更が必要な場合のみ
	法人番号確認書類	△	×	個人:不要 法人:P18参照

区分: ○印…必ず提出する必要がある書類

△印…備考欄等記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印…提出する必要がない書類

提出時期	事実の発生したときから30日以内
------	------------------

【注意事項】

- 営業所の廃止→営業所技術者等証明書(新規・変更)〔第8号〕による変更・削除又は届出書〔第22号の3〕により削除の届出が同時に必要です。
- 営業所の業種追加→営業所技術者等証明書(新規・変更)〔第8号〕にて変更の届出が同時に必要です。

【資本金額(又は出資金額)を変更した場合】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第22号の2	変更届出書	○	/	第一面のみ
第14号	株主(出資者)調書	○	/	
	登記事項証明書	○	/	
	法人番号確認書類	△	/	個人:不要 法人:P18参照

区分: ○印…必ず提出する必要がある書類

△印…備考欄等記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

提出時期	事実の発生したときから30日以内
------	------------------

【注意事項】

- 出資者の内訳に変更があった場合でも、資本金額(又は出資金額)に変更がない場合には、提出する必要はありません。

【役員等に変更(代表者変更、役員・株主等就任・退任等)があった場合】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第22号の2	変更届出書	○	/	第一面のみ
第1号 別紙1	役員等の一覧表	○	/	
第6号	誓約書	△	/	新任役員等がいる場合のみ ※4
第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書 ※1	△	/	新任役員等がいる場合のみ ※5
第14号	株主(出資者)調書	△	/	株主等に変更があった場合のみ※6
	登記されていないことの証明書 ※2、※2-2	△	/	新任の役員のみ。相談役、顧問、株主等は不要
	身分証明書 ※3、※3-2	△	/	新任の役員のみ。相談役、顧問、株主等は不要
	登記事項証明書	△	/	登記事項の変更が必要な場合のみ
	法人番号確認書類	△	/	P18参照

区分: ○印…必ず提出する必要がある書類

△印…備考欄等記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

提出時期	事実の発生したときから30日以内
------	------------------

【注意事項】

※1 様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については、作成不要です。

※2 新任の役員が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書です。

法務局及び地方法務局において届出日前3月以内に交付されたものを添付して下さい。

※2-2 契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書でも可。

※3 新任の役員が、成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、

また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の証明書です。

本籍地の市区町村において届出日前3月以内に交付されたものを添付して下さい。

※3-2 外国籍の方については、不要です。
登記されていないことの証明書の国籍欄を外国籍と記載してください。

※4 「100分の5以上の株主等」が役員に変更する場合は不要です。

※5 「100分の5以上の株主等」が役員に変更する場合は必要です。

※6 株主等は、新たに「100分の5以上の株主等」となる場合又は100分の5に満たなくなる場合に変更の届出が必要です。

【個人の事業主又は支配人が改姓、改名した場合】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第22号の2	変更届出書		○	第一面のみ
	戸籍抄本又は住民票の抄本		△	本籍地、筆頭者等氏名の変更確認に不要な記載事項は消して提出
	登記事項証明書		△	支配人の場合のみ

区分: ○印…必ず提出する必要がある書類

△印…備考欄等記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

提出時期	事実の発生したときから30日以内
------	------------------

【変更等事項:支配人が新任又は退任した場合】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第22号の2	変更届出書	○		第一面のみ
第6号	誓約書	△		新任の場合
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	△		新任の場合
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	△		新任の支配人のみ
	登記されていないことの証明書 ※1、※1-2	△		新任の支配人のみ
	身分証明書 ※2	△		新任の支配人のみ
	登記事項証明書	○		

区分: ○印…必ず提出する必要がある書類

△印…備考欄等記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

提出時期	事実の発生したときから30日以内
------	------------------

【注意事項】

※1 支配人が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書です。

法務局及び地方法務局において届出日前3月以内に交付されたものを添付してください。

※1-2 契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うこと
ができる能力を有する旨を記載した医師の診断書でも可。

※2 支配人が、成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で
復権を得ないものに該当しない旨の証明書です。本籍地の市区町村において届出日
前3月以内に交付されたものを添付してください。

【常勤役員等(※1)及び常勤役員等を直接に補佐する者に変更があった場合】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第22号の2	変更届出書	○	○	第一面のみ
第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	△	△	規則第7条第1号のイに該当する場合
第7号別紙	常勤役員等の略歴書	△	△	規則第7条第1号のイに該当する場合
第7号の2	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	△	△	規則第7条第1号のロに該当する場合
第7号の2別紙1	常勤役員等の略歴書	△	△	規則第7条第1号のロに該当する場合
第7号の2別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	△	△	規則第7条第1号のロに該当する場合
	常勤役員等の経験を確認する書類	○	○	※2
	常勤役員等を直接に補佐する者の経験を確認する書類	△	△	※2(規則第7条第1号のロに該当する場合のみ)
	常勤役員等及び常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性を確認する書類	○	○	「常勤性の確認書類一覧」参照
	法人番号確認書類	△	×	個人:不要 法人:P18参照

区分: ○印…必ず提出する必要がある書類

△印…備考欄等記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印…提出する必要がない書類

提出時期	事実の発生したときから2週間以内
------	------------------

【注意事項】

※1 法第7条第1号の省令で定める基準に該当する者として申請した者を変更する場合

※2 「経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものであることに係る要件確認書類一覧」参照

【常勤役員等(※1)及び常勤役員等を直接に補佐する者が改姓、改名した場合】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第22号の2	変更届出書	○	○	第一面のみ
第7号	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	△	△	規則第7条第1号のイに該当する場合
第7号別紙	常勤役員等の略歴書	△	△	規則第7条第1号のイに該当する場合
第7号の2	常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書	△	△	規則第7条第1号のロに該当する場合
第7号の2別紙1	常勤役員等の略歴書	△	△	規則第7条第1号のロに該当する場合
第7号の2別紙2	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書	△	△	規則第7条第1号のロに該当する場合
	戸籍抄本又は住民票の抄本	×	△	個人事業主の場合のみ ※本籍地、筆頭者等氏名の変更確認に不要な記載事項は消して提出
	登記事項証明書	○	△	支配人の氏名に変更があった場合のみ
	法人番号確認書類	△	×	個人:不要 法人:P18参照

区分: ○印…必ず提出する必要がある書類

△印…備考欄等記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印…提出する必要がない書類

提出時期	事実の発生したときから2週間以内
------	------------------

【注意事項】

※1 法第7条第1号の省令で定める基準に該当する者として申請した者を変更する場合

【健康保険・厚生年金保険・雇用保険の加入状況(※1)に変更があった場合】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第22号の2	変更届出書	○	○	第一面のみ
第7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	
	健康保険等の加入状況の確認資料	○	○	※2
	法人番号確認書類	△	×	個人:不要 法人:P18参照

区分: ○印…必ず提出する必要がある書類

△印…備考欄等記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印…提出する必要がない書類

提出時期	事実の発生したときから2週間以内
------	------------------

【注意事項】

※1 加入状況の記号「1、2又は3」に変更がある場合のみ必要

※2 「経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものであることに係る要件確認書類一覧」参照

【営業所技術者等を変更した場合】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第22号の2	変更届出書	○	○	第一面のみ
第1号 別紙4	営業所技術者等一覧表	○	○	
第8号	営業所技術者等証明書(新規・変更)	○	○	
第9号	実務経験証明書	○	○	営業所技術者等の方が取得している国家資格の合格証明書等いずれか該当するもののみ提出※削除の届出の場合は不要
	卒業証明書	○	○	
	国家資格の合格証明書等資格証明書 ※1	○	○	
	監理技術者資格者証	○	○	
第10号	指導監督的実務経験証明書	△	△	該当者がいる場合のみ
	営業所技術者等の常勤性を確認する書類	○	○	
	法人番号確認書類	△	×	個人:不要 法人:P18参照

区分: ○印…必ず提出する必要がある書類

△印…備考欄等記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印…提出する必要がない書類

提出時期	事実の発生したときから2週間以内
------	------------------

【注意事項】

- 現在届け出されている営業所技術者等に代えて新たな者を届け出る場合は、従前の営業所技術者等について、同時に削除の届出が必要です。

※1 技術検定の合格後合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発出する合格通知書の確認で足りるものとします。(以下同じ。)

【変更等事項: 営業所を新設した場合(営業所代表者の新任も含む)】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第22号の2	変更届出書	○	○	第一面及び第二面提出
第1号 別紙4	営業所技術者等一覧表	○	○	
第6号	誓約書	○	○	
第7号の3	健康保険等の加入状況	○	○	
	健康保険等の加入状況の確認資料	○	○	
第8号	営業所技術者等証明書(新規・変更)	○	○	
第9号	実務経験証明書	○	○	営業所技術者等の方が取得している国家資格の合格証明書等いずれか該当するもののみ提出
	卒業証明書	○	○	
	国家資格の合格証明書等資格証明書	○	○	
	監理技術者資格者証	○	○	
第10号	指導監督的実務経験証明書	△	△	該当者がいる場合のみ
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	○	○	新任及び記載内容に変更が生じる建設業法施行令第3条に規定する使用人のみ
	登記事項証明書	△	△	登記事項の変更が必要な場合のみ
	登記されていないことの証明書 ※1、※1-2	○	○	新任の建設業法施行令第3条に規定する使用人のみ
	身分証明書 ※2	○	○	
	営業所技術者等の常勤性を確認する書類	○	○	
	法人番号確認書類	△	×	個人:不要 法人:P18参照

区分: ○印…必ず提出する必要がある書類

△印…備考欄等記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印…提出する必要がない書類

提出時期	事実の発生したときから30日以内
------	------------------

※1 建設業法施行令第3条に規定する使用人が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書です。法務局及び地方法務局において届出日前3月以内に交付されたものを添付してください。

※1-2 契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書でも可。

※2 建設業法施行令第3条に規定する使用人が、成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の証明書です。本籍地の市区町村において届出日前3月以内に交付されたものを添付してください。

【営業所技術者等が改姓、改名した場合】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第22号の2	変更届出書	○	○	第一面のみ
第1号 別紙4	営業所技術者等一覧表	○	○	
第8号	営業所技術者等証明書(新規・変更)	○	○	
	戸籍抄本又は住民票の抄本	○	○	本籍地、筆頭者等氏名の変更確認に不要な記載事項は消して提出
	法人番号確認書類	△	×	個人:不要 法人:P18参照

区分: ○印…必ず提出する必要がある書類

△印…備考欄等記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印…提出する必要がない書類

提出時期	事実の発生したときから2週間以内
------	------------------

【注意事項】

- この届出と同時に、変更前の氏名について同時に削除の届出も必要です。

【変更等事項: 営業所の代表者を変更した場合】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第22号の2	変更届出書	○	○	第一面のみ
第6号	誓約書	△	△	既に役員又は令第3条の使用人であったものは不要
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	○	○	
第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書	△	△	新任の建設業法施行令第3条に規定する使用人のみ
	登記されていないことの証明書 ※1,※1-2	△	△	既に役員等(株主等を除く) 又は令第3条の使用人(個人事業主の支配人含む)であった場合は不要
	身分証明書 ※2	△	△	
	法人番号確認書類	△	×	個人:不要 法人:P18参照

区分: ○印…必ず提出する必要がある書類

△印…備考欄等記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印…提出する必要がない書類

提出時期	事実の発生したときから2週間以内
------	------------------

※1 建設業法施行令第3条に規定する使用人が、成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書です。法務局及び地方法務局において届出日前3月以内に交付されたものを添付してください。

※1-2 契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書でも可。

※2 建設業法施行令3条に規定する使用人が、成年被後見人又は被保佐人とみなされる者に該当せず、また、破産者で復権を得ないものに該当しない旨の証明書です。本籍地の市区町村において届出日前3月以内に交付されたものを添付してください。

常勤役員等(※1)及び常勤役員等を直接に補佐する者又は営業所技術者等の要件を欠いた場合

【営業所技術者等を削除する場合(以下の場合のみ)】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第22号の3	届出書	○	○	
第22号の2	変更届出書	○	○	第一面のみ
第1号 別紙4	営業所技術者等一覧表	△	△	届出書(様式第22号の3)の届出理由(4)の場合
	法人番号確認書類	△	×	個人:不要 法人:P18参照

区分: ○印…必ず提出する必要がある書類

△印…備考欄等記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印…提出する必要がない書類

提出時期	事実の発生したときから2週間以内
------	------------------

【注意事項】

○ 届出書で営業所技術者等の削除を届け出る場合は、以下のとおりです。

①一部業種の廃業若しくは営業所の廃止に伴う削除の場合

②営業所技術者等の資格要件の基準を満たさなくなった場合の削除の場合

但し、廃業しない業種について、引き続き営業所技術者等となる場合や営業所を変更して引き続き営業所技術者等となる場合は、営業所技術者等証明書(新規・変更)[第8号]

にて届け出でください。

○ 一部業種の廃業に伴い営業所技術者等を削除する場合は、同時に廃業届[第22号の4]も必要です。

※1 法第7条第1号の省令で定める基準に該当する者として申請した者の要件を欠いた場合

【毎営業年度(決算期)を経過した場合】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
別紙8	変更届出書	○	○	
第2号	工事経歴書	○	○	
第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額	○	○	
第4号	使用人数	△	△	変更があった場合のみ
第7号の3	健康保険等の加入状況	△	△	従業員数のみの変更の場合 ※1
第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表	△	△	変更があった場合のみ
	定款	△	×	変更があった場合のみ
第15号	貸借対照表	○	×	
第16号	損益計算書 完成工事原価報告書	○	×	
第17号	株主資本等変動計算書	○	×	
第17号の2	注記表	○	×	
第17号の3	附属明細表	△	×	※2
	事業報告書	△	×	特例有限会社を除く株式会社のみ
第18号	貸借対照表	×	○	
第19号	損益計算書	×	○	
	事業税の納税証明書(納付すべき額及び納付済額)	○	○	
	法人番号確認書類	△	×	個人:不要 法人:P18参照

区分: ○印…必ず提出する必要がある書類

△印…備考欄等記載事項に該当する場合のみ提出する必要がある書類

×印…提出する必要がない書類

提出時期	毎事業年度経過後4ヶ月以内
------	---------------

【注意事項】

※1 加入状況の記号「1、2又は3」について変更がある場合は変更後2週間以内に届出が必要となります。

※2 特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当するものが提出。ただし、金融商品取引法

(昭和23年法律第25号)第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあっては、有価証券報告

書の写しの提出をもって付属明細表の提出に代えることができます。

①資本金の額が1億円超であるもの。

②最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計金額が200億円以上であるもの

【欠格要件(法第8条第1号及び第7号から第13号)に該当した場合】

様式番号	書類の名称等	申請者区分及び提出の要否		備考
		法人	個人	
第22号の3	届出書	○	○	

区分: ○印…必ず提出する必要がある書類

提出時期	事実の発生したときから2週間以内
------	------------------

【廃業等の届出】

○下表の事例に該当になった場合は、下記のとおり廃業届(第22号の4)と添付書類の届出が必要です。

届出区分	事例	届出義務者	添付書類及び特記事項
法人	法人が合併により消滅した場合 (合併の認可申請を行わない場合のみ)	消滅会社の役員	
	法人が破産手続開始の決定により解散した場合	破産管財人	裁判所発行の身分証明書又は管財人選任通知(写)
	法人が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散した場合	清算人	法務局発行の清算人の印鑑証明書
	許可を受けた建設業を廃止した場合	役員	
個人	許可に係る建設業者が死亡した場合 (相続の認可申請を行わない場合のみ)	相続人	戸籍抄本(亡くなった者との間柄を証する書類)
	許可を受けた建設業を廃止した場合	本人	

提出時期	事実の発生したときから30日以内
------	------------------

【注意事項】

- 一部業種の廃業の場合には、営業所技術者等証明書[第8号]による営業所技術者等の変更又は届出書
(第22号の3)による営業所技術者等の削除が必要となるので、同時に届出が必要です。
- また、一部業種の廃業の場合、変更届出書(第22号の2)も提出して下さい。
- 営業所技術者等の基準を満たさなくなったことにより、特定建設業の許可を受けた業種を一般建設業の許可に換える場合は、特定建設業許可に係る廃業届と併せて、一般建設業許可の申請が必要です。
- 更新時の直前の決算において財産的基礎を満たさなくなったことにより、特定建設業の許可を受けた業種を一般建設業の許可に換える場合は、特定建設業許可に係る廃業届を提出することなく、一般建設業許可を申請することとなります。

決算の変更届出書チェックリスト(法人用)

		チェック欄
1 届出書類が全て整っているか。(大臣許可は2部、知事許可は3部)		
決算関係添付書類		
① 変更届出書表紙(許可番号、法人番号、届出者欄、営業年度) ② 工事経歴書(様式第2号) ③ 直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号) ④ 貸借対照表(様式第15号) ⑤ 損益計算表(様式第16号) ⑥ 完成工事原価報告書 ⑦ 株主資本等変動計算書(様式第17号) ⑧ 注記表(様式第17号の2) ⑨ 附属明細表(様式第17号の3) ※1 ⑩ 事業報告書(特例有限会社を除く株式会社のみ) ⑪ 納税証明書(知事許可は事業税) ⑫ 法人番号を確認する書類(P18に該当する場合必要)		
使用人数に変更があった場合		
① 使用人数を記載した書面(様式第4号)		
令第3条に規定する使用人の一覧表に変更があった場合		
① 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号)		
定款に変更があった場合		
① 定款		
健康保険等の加入状況等に変更があった場合		
① 健康保険等の加入状況(様式第7号の3)		
② 健康保険等の加入状況を確認する書類		
2-1 工事経歴書(経営事項審査を申請する場合)		
① 許可業種について、業種毎に全て添付されているか(実績がない許可業種についても「実績なし」と記載してあるか)。		
② 税抜が選択されているか。(非課税業者を除く)		
③ 元請工事に係る完成工事について、その元請工事請負代金額の合計額の7割を超えるところまで請負代金の額の大きい順に記載されているか。ただし、500万円(建築1,500万円)未満の工事については10件記載してあれば7割に達していないなくても良い。		
④ ③に続けて、③以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について、全ての完成工事高の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載されているか。ただし、500万円(建築1,500万円)未満の工事については③で記載した件数と合計して10件記載してあれば7割に達していないなくても良い。		
⑤ ④に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載されているか。		
⑥ 全ての工事について、配置技術者氏名が記載されているか。また、主任技術者若しくは監理技術者が選択されているか。		
⑦ 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。(例:注文者「A」、工事名「A邸新築工事」等と記載する等)		
⑧ 工事現場の所在地について、都道府県名及び市町村名が記載されているか。		
⑨ 工事名について、明らかに建設工事と認められないものが含まれてないか。(除草、除雪、点検、清掃業務等)。		
⑩ 請負代金の額について、工事進行基準を採用している場合は、当該工事進行基準が適用されている完工高について括弧書きで附記されているか。		
⑪ 小計・合計欄が記載されているか。		
2-2 工事経歴書(経営事項審査を申請しない場合)		
① 許可業種について、業種毎に全て添付されているか(実績がない許可業種についても「実績なし」と記載してあるか)。		
② 税込・税抜が選択されているか。		
③ 主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載されているか。それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載されているか。		
④ 全ての工事について、配置技術者氏名が記載されているか。また、主任技術者若しくは監理技術者が選択されているか。		
⑤ 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。(例:注文者「A」、工事名「A邸新築工事」等と記載する等)		
⑥ 工事現場の所在地について、都道府県名及び市町村名が記載されているか。		
⑦ 工事名について、明らかに建設工事と認められないものが含まれてないか。(除草、除雪、点検、清掃業務等)		
⑧ 小計・合計欄が記載されているか		
3 直前3年の各事業年度における工事施工金額		
許可業種がすべて記載されているか。		
全ての事業年度について業種毎、注文者の区分毎の内訳が記載されているか。		
4 貸借対照表		
資産合計と負債純資産合計が一致しているか。		
5 損益計算書		
完成工事高=直前3年の工事施工金額(様式第3号)の当期合計額		
完成工事原価=完成工事原価報告書		
6 注記表		
税込処理又は税抜処理が記載してあるか。		
工事進行基準を採用している場合(工事経歴書の記載を確認)は、その旨の記載があること。		
7 納税証明書		
税額入りであること。(許可行政庁提出分は正本であること。)		

※1 資本金1億円超又は負債合計200億円以上の特例有限会社を除く株式会社のみ該当。ただし、有価証券報告書提出会社については、有価証券報告書の写しの提出をもって付属明細表(様式第17号の3)の提出は不要。

決算の変更届出書チェックリスト(個人用)

		チェック欄
1 届出書類が全て整っているか。(知事許可、3部)		
決算関係添付書類		
① 変更届出書表紙(許可番号、届出者欄、営業年度)※法人番号欄は記載不要 ② 工事経歴書(様式第2号) ③ 直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号) ④ 貸借対照表(様式第18号) ⑤ 損益計算表(様式第19号) ⑥ 納税証明書(知事許可は事業税)		
使用人数に変更があった場合		
① 使用人数を記載した書面(様式第4号)		
令第3条に規定する使用人の一覧表に変更があった場合		
① 建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表(様式第11号)		
健康保険等の加入状況等に変更があった場合		
① 健康保険等の加入状況(様式第7号の3) ② 健康保険等の加入状況を確認する書類		
2-1 工事経歴書(経営事項審査を申請する場合)		
① 許可業種について、業種毎に全て添付されているか(実績がない許可業種についても「実績なし」と記載してあるか)。 ② 税抜が選択されているか。(非課税業者を除く) ③ 元請工事に係る完成工事について、その元請工事請負代金額の合計額の7割を超えるところまで請負代金の額の大きい順に記載されているか。ただし、500万円(建築1,500万円)未満の工事については10件記載してあれば7割に達していないくとも良い。 ④ ③に続けて、③以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について、全ての完成工事高の7割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載されているか。ただし、500万円(建築1,500万円)未満の工事については③で記載した件数と合計して10件記載してあれば7割に達していないくても良い。 ⑤ ④に続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載されているか。 ⑥ 全ての工事について、配置技術者氏名が記載されているか。また、主任技術者若しくは監理技術者が選択されているか。 ⑦ 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。(例:注文者「A」、工事名「A邸新築工事」等と記載する等) ⑧ 工事現場の所在地について、都道府県名及び市町村名が記載されているか。 ⑨ 工事名について、明らかに建設工事と認められないものが含まれてないか(除草、除雪、点検、清掃業務等)。 ⑩ 請負代金の額について、工事進行基準を採用している場合は、当該工事進行基準が適用されている完工高について括弧書きで附記されているか。 ⑪ 小計・合計欄が記載されているか。		
2-2 工事経歴書(経営事項審査を申請しない場合)		
① 許可業種について、業種毎に全て添付されているか(実績がない許可業種についても「実績なし」と記載してあるか)。 ② 税込・税抜が選択されているか。 ③ 主な完成工事について、請負代金の額の大きい順に記載されているか。それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載されているか。 ④ 全ての工事について、配置技術者氏名が記載されているか。また、主任技術者若しくは監理技術者が選択されているか。 ⑤ 「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分に留意すること。(例:注文者「A」、工事名「A邸新築工事」等と記載する等) ⑥ 工事現場の所在地について、都道府県名及び市町村名が記載されているか。 ⑦ 工事名について、明らかに建設工事と認められないものが含まれてないか(除草、除雪、点検、清掃業務等) ⑧ 小計・合計欄が記載されているか		
3 直前3年の各事業年度における工事施工金額		
許可業種がすべて記載されているか。 全ての事業年度について業種毎、注文者の区分毎の内訳が記載されているか。		
4 貸借対照表		
資産合計と負債純資産合計が一致しているか。 事業主利益が損益計算書の事業主利益と一致しているか。 税込処理又は税抜処理が記載してあるか。		
5 損益計算書		
完工工事高=直前3年の工事施工金額(様式第3号)の当期合計額 工事進行基準を採用している場合(工事経歴書の記載を確認)は、その旨の記載があること。		
6 納税証明書		
税額入りであること。(許可行政庁提出分は正本であること。)		